

消 防 危 第 7 1 号
消 防 特 第 3 4 号
令 和 元 年 6 月 2 8 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
消防庁特殊災害室長
(公印省略)

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に
関する省令等の公布について (通知)

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令 (令和元年総務省令第 19 号)、石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令及び石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令の一部を改正する省令 (令和元年総務省、経済産業省、国土交通省令第 1 号)、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令 (令和元年総務省、経済産業省令第 3 号)、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係告示の整理に関する告示 (令和元年総務省告示第 78 号) 及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件 (令和元年総務省、経済産業省、国土交通省告示第 1 号) が本日公布されました。

今回の改正は、不正競争防止法等の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 33 号) の施行により、工業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号) の一部が改正されることに伴い、旧工業標準化法に規定する文言等を引用している規定を整理するとともに、その他所要の規定の整備を行うものです。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正内容に関する事項

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い、別紙に示す法令中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める等の所要の規定の整理を行うこと。

第二 施行期日に関する事項

改正省令及び告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和元年七月一日) から施行すること。

(連絡先)
消防庁危険物保安室、特殊災害室
担当：大越課長補佐、辰川事務官
TEL：03-5253-7524
FAX：03-5253-7534

【改正法令一覧】

○総務省令

- ・危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）
- ・石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）
- ・危険物の試験及び性状に関する省令（平成元年自治省令第1号）
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第十号）
- ・危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第百六十五号）

○総務省告示

- ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）
- ・製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成二十三年総務省告示第五百五十九号）

○総務省、経済産業省、国土交通省令

- ・石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第一号）
- ・石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、自治省令第一号）

○総務省、経済産業省令

- ・石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和五十一年通商産業省、自治省令第一号）

○総務省、経済産業省、国土交通省告示

- ・石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十八年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第一号）

○総務省令第十九号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

総務大臣 石田 真敏

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令（公職選挙法施行規則の一部改正）

第一条 公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第十三号様式の九中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第十三号様式の九の二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第十三号様式の十八中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（放送法施行規則の一部改正）

第二条 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一百七十五条の二第六項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第一号、別表第七の一号から第七の三号まで、別表第九号、別表第十一号から別表第十七号まで、別表第十九号、別表第二十一号の二から別表第二十一号の三まで、別表第二十一号の五から

別表第二十二号まで、別表第二十四号から別表第二十六号まで、別表第二十八号から別表第三十六号まで、別表第三十八号から別表第四十六号まで、別表第四十八号から別表第五十一号まで及び別表第五十三号から別表第六十七号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(電波法施行規則の一部改正)

第三条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の四中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第一号、別表第一号の二、別表第二号の二の四、別表第二号の二の五、別表第二号の六から別表第四号の二まで、別表第五号の二から別表第五号の四まで、別表第五号の七、別表第九号、別表第十一号から別表第十二号の四まで、別表第十四号の三及び別表第十五号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第四条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一号から別表第十二号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(有線電気通信法施行規則の一部改正)

第五条 有線電気通信法施行規則(昭和二十八年郵政省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第二、別紙様式第三及び別紙様式第八中「ロ ハ ニ ホ ヘ ニ ホ ニ ホ ニ ホ」を「ロ ハ ニ ホ ニ ホ ニ ホ」に改める。
(地方税法施行規則の一部改正)

第六条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の十四中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十六条第一項第四号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法第十七条第一項」を「産業標準化法第二十条第一項」に改める。

第一号の二様式、第三号様式、同様式別表、第五号の九様式、第五号の十四様式、第五号の十四の二様式、第六号様式から同様式別表二の三まで、同様式別表四の三から第七号の三様式まで、第十号様式から第十号の四様式まで、第十一号様式、第十三号様式から第十四号様式まで、第十六号様式から第十六号の三様式まで、第十六号の五様式から第十六号の十様式別表まで、第十六号の十二様式、第十六号の十二様式別表、第十六号の十四様式から第十六号の三十三様式まで、第十六号の三十五様式から第十八号様式まで、第二十号様式から同様式別表二の三まで、同様式別表四の三から第二十号の五様式まで、第二十二号の二様式、第二十二号の三様式、第二十六号様式から同様式別表二まで、第三十号様式から同様式別表四まで、第三十三号の四様式から第三十四号の二の二様式まで、第三十四号の二の六様式、第三十四号の五様式から第三十四号の十二様式まで、第四十

四号様式から同様式別表四まで及び第四十九号様式から第五十一号の二様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金法施行規則の一部改正)

第七条 国有資産等所在市町村交付金法施行規則(昭和三十一年総理府令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式、同様式附表、第二号様式及び第三号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三号様式附表中「~~ロキハ~~」を「~~ロキ~~」に改める。

(電話加入権質に関する臨時特例法施行規則の一部改正)

第八条 電話加入権質に関する臨時特例法施行規則(昭和三十三年郵政省令第十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「~~ロキ~~」を削り、「~~ロキ~~」を「~~ロキ~~」に改める。

(危険物の規制に関する規則の一部改正)

第九条 危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十条の五第一号を除く。)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

本則中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第四条の三第四項第二号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式中「コホ」を「コホ」に改める。

(消火器の技術上の規格を定める省令の一部改正)

第十二条 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部改正)

第十三条 消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の一部改正)

第十四条 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令の一部改正）

第十五条 金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則（昭和四十二年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第七号までの規定中「~~表~~」を削り、「~~日本工業規格B列5~~」を「~~日本工業規格A4~~」に改める。

（沖繩の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部改正）

第十七条 沖繩の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年郵政省

令第十五号)の一部を次のように改正する。

別紙第一号様式及び別紙第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(郵便切手類模造等の許可に関する省令の一部改正)

第十八条 郵便切手類模造等の許可に関する省令(昭和四十七年郵政省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

付録様式一及び付録様式二中「ロキハネ」を「ロキ」に改める。

(航空機燃料譲与税法施行規則の一部改正)

第十九条 航空機燃料譲与税法施行規則(昭和四十七年自治省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(政治資金規正法施行規則の一部改正)

第二十条 政治資金規正法施行規則(昭和五十年自治省令第十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項及び第二十四条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第一号様式から別記第十一号様式まで及び別記第十四号様式から別記第三十号様式までの規定中「ロキ」を「ロキ」に改める。

(一斉開放弁の技術上の規格を定める省令の一部改正)

第二十一条 一斉開放弁の技術上の規格を定める省令（昭和五十年自治省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部改正)

第二十二条 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和五十年自治省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部改正)

第二十三条 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四第三号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第十までの規定中「               」に改める。

(国勢調査施行規則の一部改正)

第二十四条 国勢調査施行規則(昭和五十五年総理府令第二十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中「コホニシ」を「コホニシ」に改める。

(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正)

第二十五条 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部改正)

第二十六条 中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第二十七条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二号、様式第一号から様式第六号まで及び様式第八号から様式第十三号までの規定中「ロ」を「ハ」に改める。

(受信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正)

第二十八条 受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(流水検知装置の技術上の規格を定める省令の一部改正)

第二十九条 流水検知装置の技術上の規格を定める省令(昭和五十八年自治省令第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(電気通信事業法施行規則の一部改正)

第三十条 電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)の一部を次のように改正する。
第二十二條の二の四第四項及び第二十二條の二の八第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

器」を「ロキ爾繼器」に改める。

(動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部改正)

第三十四条 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和六十一年自治省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第十号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(消防用吸管の技術上の規格を定める省令の一部改正)

第三十五条 消防用吸管の技術上の規格を定める省令(昭和六十一年自治省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第三十六条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三十までの規定中「ロキ爾繼器」を「ロキ爾繼器」に改める。

(危険物の試験及び性状に関する省令の一部改正)

第三十七条 危険物の試験及び性状に関する省令（平成元年自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

別表第三、別表第四、別表第七、別表第九、別表第十及び別表第十四中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（無線従事者規則の一部改正）

第三十八条 無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第五号様式、別表第十一号様式、別表第十六号様式、別表第十九号様式から別表第二十一号様式まで及び別表第二十五号様式中「ロキハ懸漕器」を「ロキ耐懸漕器」に改める。

（緩降機の技術上の規格を定める省令の一部改正）

第三十九条 緩降機の技術上の規格を定める省令（平成六年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（政党助成法施行規則の一部改正）

第四十四条 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第二十一までの規定中「~~ロハハ~~」を「~~ロハハ~~」に改める。

（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正）

第四十五条 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号まで、様式第八号から様式第十三号まで、様式第十五号から様式第十八号まで及び様式第二十号中「~~ロハハ~~」を「~~ロハハ~~」に改める。

（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第四十六条 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号の二中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（総務省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部改正）

第四十七条 総務省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第一百五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第八までの規定中「~~ロキハニシテ~~」を「~~ロキハニシテ~~」に改める。

(総務大臣の所管に属する特例民法法人の監督に関する省令の一部改正)

第四十八条 総務大臣の所管に属する特例民法法人の監督に関する省令(平成二十年総務省令第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号までの規定中「~~ロキハニシテ~~」を「~~ロキハニシテ~~」に改める。

(統計法施行規則の一部改正)

第四十九条 統計法施行規則(平成二十年総務省令第四百四十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「~~ロキハニシテ~~」を「~~ロキハニシテ~~」に改める。

(危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正)

第五十条 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成二十二年総務省令第十号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項及び第二項中「日本工業規格A四二〇一「建築物等の雷保護」」を「日本産業

規格A四二〇一「建築物等の雷保護」」に改める。

(日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部改正)

第五十一条 日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則(平成二十二年総務省令第六十一号)の一部を次のように改正する。

別記第四十号様式及び別記第四十九号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第五十二条 第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成二十三年総務省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二及び別表第三中「~~ロオハヒ~~」を「~~ロオハ~~」に改める。

(一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部改正)

第五十三条 一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令(平成二十三年総務省令第八十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一様式から別記第三様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第五十四条 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成二十三年総務省令第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項及び第二項中「日本工業規格A四二〇一」「建築物等の雷保護」を「日本産業規格A四二〇一」「建築物等の雷保護」に改める。

附則別記様式第二から附則別記様式第四までの規定中「~~ロオハヒ~~」を「~~ロオハ~~」に改める。

(消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部改正)

第五十五条 消防用ホースの技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部改正)

第五十六条 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令の一部改正)

第五十七条 漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第六十二条 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第六十三条 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(電気通信番号規則の一部改正)

第六十四条 電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第五までの規定中「~~日本工業規格~~」を「~~日本産業規格~~」に改める。

附 則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令 新旧対照条文（消防庁危険物保安室、特殊災害室所管省令抜粋） 目次

○ 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）（抄）	．．．．．	p1
○ 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和三十五年自治省令第十七号）（抄）	．．．．．	p12
○ 危険物の試験及び性状に関する省令（平成元年自治省令第一号）（抄）	．．．．．	p14
○ 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第十号）（抄）	．．．．．	p18
○ 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第六十五号）（抄）	．．．．．	p19

改正案

現行

（品名から除外されるもの）
 第一条の三 法別表第一備考第三号の粒度等を勘案して総務省令で定めるものは、目開きが五十三マイクロメートルの網ふるい（日本産業規格〔産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）〕第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）Z八八〇一（一九八七）「標準ふるい」に規定する網ふるいをいう。以下この条において同じ。）を通過するものが五十パーセント未満のものとする。
 〔2～8 略〕

（品名から除外されるもの）
 第一条の三 法別表第一備考第三号の粒度等を勘案して総務省令で定めるものは、目開きが五十三マイクロメートルの網ふるい（日本工業規格〔工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）〕第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）Z八八〇一（一九八七）「標準ふるい」に規定する網ふるいをいう。以下この条において同じ。）を通過するものが五十パーセント未満のものとする。
 〔2～8 同上〕

（避雷設備）
 第十三条の二の二 令第九条第一項第十九号（令第十九条第一項において準用する場合を含む。）、令第十条第一項第十四号（同条第二項及び第三項においてその例による場合を含む。）及び令第十一条第一項第十四号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める避雷設備は、日本産業規格A四二〇一「建築物等の雷保護」に適合するものとする。

（避雷設備）
 第十三条の二の二 令第九条第一項第十九号（令第十九条第一項において準用する場合を含む。）、令第十条第一項第十四号（同条第二項及び第三項においてその例による場合を含む。）及び令第十一条第一項第十四号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める避雷設備は、日本工業規格A四二〇一「建築物等の雷保護」に適合するものとする。

（タンク材料の規格）

（タンク材料の規格）

第二十条の五 令第十一条第一項第四号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める材料の規格は、次のとおりとする。ただし、アニユラ板の材料は、日本産業規格G三二〇六「溶接構造用圧延鋼材」のうちSM400C又はSM490Cとする。

第二十条の五 令第十一条第一項第四号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める材料の規格は、次のとおりとする。ただし、アニユラ板の材料は、日本工業規格G三二〇六「溶接構造用圧延鋼材」のうちSM400C又はSM490Cとする。

- 一 鋼板にあつては、日本産業規格G三二〇一「一般構造用圧延鋼材」（SS400に係る規格に限る。）、日本産業規格G三二〇六「溶接構造用圧延鋼材」、日本産業規格G三二一四「溶接構造用耐侯性熱間圧延鋼材」又は日本産業規格G三二一五「圧力容器用鋼板」
- 二 構造用形鋼にあつては、日本産業規格G三二〇一「一般構造用圧延鋼材」（SS400に係る規格に限る。）又は日本産業規格G三二〇六「溶接構造用圧延鋼材」
- 三 鋼管にあつては、日本産業規格G三四五二「配管用炭素鋼鋼管」、日本産業規格G三四五四「圧力配管用炭素鋼鋼管」（STPG370に係る規格に限る。）、日本産業規格G三五四四「一般構造用炭素鋼鋼管」（STK400に係る規格に限る。）、日本産業規格G三五四七「配管用アーク溶接炭素鋼鋼管」又は日本産業規格G三四六〇「低温配管用鋼管」（STPL380に係る規格に限る。）

- 一 鋼板にあつては、日本工業規格G三二〇一「一般構造用圧延鋼材」（SS400に係る規格に限る。）、日本工業規格G三二〇六「溶接構造用圧延鋼材」、日本工業規格G三二一四「溶接構造用耐侯性熱間圧延鋼材」又は日本工業規格G三二一五「圧力容器用鋼板」
- 二 構造用形鋼にあつては、日本工業規格G三二〇一「一般構造用圧延鋼材」（SS400に係る規格に限る。）又は日本工業規格G三二〇六「溶接構造用圧延鋼材」
- 三 鋼管にあつては、日本工業規格G三四五二「配管用炭素鋼鋼管」、日本工業規格G三四五四「圧力配管用炭素鋼鋼管」（STPG370に係る規格に限る。）、日本工業規格G三五四四「一般構造用炭素鋼鋼管」（STK400に係る規格に限る。）、日本工業規格G三五四七「配管用アーク溶接炭素鋼鋼管」又は日本工業規格G三四六〇「低温配管用鋼管」（STPL380に係る規格に限る。）

- 四 フランジにあつては、日本産業規格G三二〇一「一般構造用圧延鋼材」（SS400に係る規格に限る。）、日本産業規格G三二〇一「炭素鋼鍛鋼品」（SF390A又はSF440Aに係る規格に限る。）又は日本産業規格G四〇五一「機械構造用炭素鋼鋼材」（S20C又はS25Cに係る規格に限る。）

- 四 フランジにあつては、日本工業規格G三二〇一「一般構造用圧延鋼材」（SS400に係る規格に限る。）、日本工業規格G三二〇一「炭素鋼鍛鋼品」（SF390A又はSF440Aに係る規格に限る。）又は日本工業規格G四〇五一「機械構造用炭素鋼鋼材」（S20C又はS25Cに係る規格に限る。）

(二重殻タンクの構造及び設備)

第二十四条の二の二 「略」

〔2 略〕

3 令第十三条第二項第一号ロ(令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。)の規定により、地下貯蔵タンクには、次の各号に掲げる地下貯蔵タンクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより被覆しなければならない。

〔一 略〕

二 令第十三条第二項第三号ロに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンク 当該タンクの外側にイに掲げる樹脂及びピロに掲げる強化材で造られた強化プラスチックを間接ぎを有するように被覆すること。

イ 日本産業規格K六九一九「繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂」に適合する樹脂又はこれと同等以上の品質を有するビニルエステル樹脂

ロ 日本産業規格R三四一一「ガラスチョップドストランドマット」、日本産業規格R三四一二「ガラスロービング」、日本産業規格R三四一三「ガラス糸」、日本産業規格R三四一五「ガラステープ」、日本産業規格R三四一六「処理ガラスクロス」又は日本産業規格R三四一七「ガラスロービングクロス」に適合するガラス繊維

〔4 略〕

(強化プラスチックの材質)

第二十四条の二の三 令第十三条第二項第三号ロの総務省令で定める強化プラスチックは、次の各号に掲げる樹脂及び強化材で造られたものとする。この場合において、強化プラスチックは、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じて、告示で定める耐薬品性試験において告示で定める基準に適合することがあらかじめ確認されていなければならない。ただし、自動車ガソリン(日本産業規格K二二〇二「自動車ガソリン」に規定するものをいう。)、灯油、軽油又は重油(日本産業規格K二二〇五「重油」に規定するものうち一種に限る。)については、当該確認を要しない。

一 樹脂は、次のイ及びロに掲げる地下貯蔵タンクに使用される部分に応じ、それぞれイ及びロに定める樹脂とすること。

イ 危険物と接する部分 日本産業規格K六九一九「繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂」(UP-CM、UP-CE又はUP-CEEに係る規格に限る。)に適合する樹脂又はこれと同等以上の耐薬品性を有するビニルエステル樹脂

〔ロ 略〕

〔一 略〕

(固定給油設備等の構造)

第二十五条の二 令第十七条第一項第十号(令第十四条第九号及び令第十七条第二項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める構造は、次のとおりとする。

(二重殻タンクの構造及び設備)

第二十四条の二の二 「同上」

〔2 同上〕

3 〔同上〕

〔一 同上〕

二 〔同上〕

イ 日本工業規格K六九一九「繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂」に適合する樹脂又はこれと同等以上の品質を有するビニルエステル樹脂

ロ 日本工業規格R三四一一「ガラスチョップドストランドマット」、日本工業規格R三四一二「ガラスロービング」、日本工業規格R三四一三「ガラス糸」、日本工業規格R三四一五「ガラステープ」、日本工業規格R三四一六「処理ガラスクロス」又は日本工業規格R三四一七「ガラスロービングクロス」に適合するガラス繊維

〔4 同上〕

(強化プラスチックの材質)

第二十四条の二の三 令第十三条第二項第三号ロの総務省令で定める強化プラスチックは、次の各号に掲げる樹脂及び強化材で造られたものとする。この場合において、強化プラスチックは、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じて、告示で定める耐薬品性試験において告示で定める基準に適合することがあらかじめ確認されていなければならない。ただし、自動車ガソリン(日本工業規格K二二〇二「自動車ガソリン」に規定するものをいう。)、灯油、軽油又は重油(日本工業規格K二二〇五「重油」に規定するものうち一種に限る。)については、当該確認を要しない。

一 〔同上〕

イ 危険物と接する部分 日本工業規格K六九一九「繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂」(UP-CM、UP-CE又はUP-CEEに係る規格に限る。)に適合する樹脂又はこれと同等以上の耐薬品性を有するビニルエステル樹脂

〔ロ 同上〕

〔一 同上〕

(固定給油設備等の構造)

第二十五条の二 「同上」

「一 略」
二 ホース機器の構造は、次のとおりとすること。

イ 給油ホース又は注油ホース（以下「給油ホース等」という。）は、危険物に侵されないものとするほか、日本産業規格 K 六三四三「送油用ゴムホース」に定める一種の性能を有するものとする。

「ロ」ト 略
「三」五 略

（顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例）

第二十八条の二の五 前条の給油取扱所に係る令第十七条第五項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

「一」四 略

五 固定給油設備及び固定注油設備並びにその周辺には、次に定めるところにより必要な事項を表示すること。

「イ 略」

ロ 第二十五条の三の規定にかかわらず、顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備にあつては、その給油ホース等の直近その他の見やすい箇所に、ホース機器等の使用方法及び危険物の品目を表示すること。この場合において、危険物の品目の表示は、次の表の上欄に掲げる取り扱う危険物の種類に応じそれぞれ同表の中欄に定める文字を表示するとともに、文字及び地並びに給油ホース等その他危険物を取り扱うために顧客が使用する設備に彩色を施す場合には、それぞれ同表の下欄に定める色とすること。

自動車ガソリン（日本産業規格 K 二二〇） ののうち一号に限る。）	略	略	略
自動車ガソリン（日本産業規格 K 二二〇） ののうち一号（E）に限る。）	略	略	略
自動車ガソリン（日本産業規格 K 二二〇） ののうち二号に限る。）	略	略	略
自動車ガソリン（日本産業規格 K 二二〇）	略	略	略

「一 同上」
二 「同上」

イ 給油ホース又は注油ホース（以下「給油ホース等」という。）は、危険物に侵されないものとするほか、日本工業規格 K 六三四三「送油用ゴムホース」に定める一種の性能を有するものとする。

「ロ」ト 同上
「三」五 同上

（顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例）

第二十八条の二の五 「同上」

「一」四 同上

五 「同上」

「イ 同上」

「ロ」 同上

自動車ガソリン（日本工業規格 K 二二〇） ののうち一号に限る。）	同上	同上	同上
自動車ガソリン（日本工業規格 K 二二〇） ののうち一号（E）に限る。）	同上	同上	同上
自動車ガソリン（日本工業規格 K 二二〇） ののうち二号に限る。）	同上	同上	同上
自動車ガソリン（日本工業規格 K 二二〇）	同上	同上	同上

<p>備考 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 4</u>とすること。</p> <p>様式第 4 の二</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 4</u>とすること。</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>備考 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 4</u>とすること。</p> <p>様式第 4 の二</p> <p>〔様式 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 4</u>とすること。</p> <p>〔2 同上〕</p>
<p>様式第 4 のホ</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 4</u>とすること。</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>様式第 4 のホ</p> <p>〔様式 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 4</u>とすること。</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
<p>様式第 4 のヘ</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>備考 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 4</u>とすること。</p>	<p>様式第 4 のヘ</p> <p>〔様式 同上〕</p> <p>備考 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 4</u>とすること。</p>
<p>様式第 4 のト</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>備考 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 4</u>とすること。</p>	<p>様式第 4 のト</p> <p>〔様式 同上〕</p> <p>備考 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 4</u>とすること。</p>
<p>様式第 4 のチ</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>備考 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 4</u>とすること。</p>	<p>様式第 4 のチ</p> <p>〔様式 同上〕</p> <p>備考 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 4</u>とすること。</p>
<p>様式第 4 のリ</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 4</u>とすること。</p> <p>〔2く4 略〕</p>	<p>様式第 4 のリ</p> <p>〔様式 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 4</u>とすること。</p> <p>〔2く4 同上〕</p>
<p>様式第 4 のヌ</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 4</u>とすること。</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>様式第 4 のヌ</p> <p>〔様式 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 4</u>とすること。</p> <p>〔2 同上〕</p>

<p>様式第4のル</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>備考 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とすること。</p> <p>〔(裏) 略〕</p>	<p>様式第5</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とすること。</p> <p>〔2～6 略〕</p>	<p>様式第6</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とすること。</p> <p>〔2～7 略〕</p>	<p>様式第7</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とすること。</p> <p>〔2～4 略〕</p>	<p>様式第7の2</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とすること。</p> <p>〔2～6 略〕</p>	<p>様式第7の3</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とすること。</p> <p>〔2～7 略〕</p>	<p>様式第8</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とすること。</p> <p>〔2～4 略〕</p>	<p>様式第9</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とすること。</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

<p>様式第4のル</p> <p>〔様式 同上〕</p> <p>備考 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とすること。</p> <p>〔(裏) 同上〕</p>	<p>様式第5</p> <p>〔様式 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とすること。</p> <p>〔2～6 同上〕</p>	<p>様式第6</p> <p>〔様式 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とすること。</p> <p>〔2～7 同上〕</p>	<p>様式第7</p> <p>〔様式 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とすること。</p> <p>〔2～4 同上〕</p>	<p>様式第7の2</p> <p>〔様式 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とすること。</p> <p>〔2～6 同上〕</p>	<p>様式第7の3</p> <p>〔様式 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とすること。</p> <p>〔2～7 同上〕</p>	<p>様式第8</p> <p>〔様式 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とすること。</p> <p>〔2～4 同上〕</p>	<p>様式第9</p> <p>〔様式 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とすること。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

[2~6 略]

様式第10

〔様式 略〕

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。

[2・3 略]

様式第11

〔様式 略〕

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。

[2~4 略]

〔(裏) 略〕

様式第12

〔様式 略〕

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。

[2・3 略]

様式第13

〔様式 略〕

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。

[2~7 略]

様式第14

〔様式 略〕

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。

〔副 略〕

様式第15

〔様式 略〕

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。

[2~5 略]

様式第16

〔様式 略〕

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。

[2~4 略]

[2~6 同上]

様式第10

〔様式 同上〕

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とすること。

[2・3 同上]

様式第11

〔様式 同上〕

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とすること。

[2~4 同上]

〔(裏) 同上〕

様式第12

〔様式 同上〕

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とすること。

[2・3 同上]

様式第13

〔様式 同上〕

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とすること。

[2~7 同上]

様式第14

〔様式 同上〕

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とすること。

〔副 同上〕

様式第15

〔様式 同上〕

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とすること。

[2~5 同上]

様式第16

〔様式 同上〕

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とすること。

[2~4 同上]

様式第17	「様式 略」 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格 A 4</u> とすること。 [2・3 略]
様式第18	「様式 略」 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格 A 4</u> とすること。 [2・3 略]
様式第19	「様式 略」 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格 A 4</u> とすること。 [2・3 略]
様式第20	「様式 略」 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格 A 4</u> とすること。 [2・3 略]
様式第23	「様式 略」 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格 A 4</u> とすること。 [2・3 略]
様式第25	「様式 略」 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格 A 4</u> とすること。 [2・3 略]
様式第26	「様式 略」 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格 A 4</u> とすること。 [2・3 略]
様式第26の2	「様式 略」 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格 A 4</u> とすること。

様式第17	「様式 同上」 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格 A 4</u> とすること。 [2・3 同上]
様式第18	「様式 同上」 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格 A 4</u> とすること。 [2・3 同上]
様式第19	「様式 同上」 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格 A 4</u> とすること。 [2・3 同上]
様式第20	「様式 同上」 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格 A 4</u> とすること。 [2・3 同上]
様式第23	「様式 同上」 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格 A 4</u> とすること。 [2・3 同上]
様式第25	「様式 同上」 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格 A 4</u> とすること。 [2・3 同上]
様式第26	「様式 同上」 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格 A 4</u> とすること。 [2・3 同上]
様式第26の2	「様式 同上」 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格 A 4</u> とすること。

	[2~4 略]
様式第26の3	「様式 略」
備考 1	この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格 A4</u> とすること。
	[2~4 略]
様式第26の4	「様式 略」
備考 1	この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格 A4</u> とすること。
	[2~4 略]
様式第26の5	「様式 略」
備考 1	この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格 A4</u> とすること。
	[2~4 略]
様式第26の6	「様式 略」
備考 1	この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格 A4</u> とすること。
	[2~4 略]
様式第27	「様式 略」
備考 1	この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格 A4</u> とすること。
	[2~3 略]
様式第28	「様式 略」
備考 1	この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格 A4</u> とすること。
	[2~5 略]
様式第29	「様式 略」
備考 1	この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格 A4</u> とすること。
	[2~5 略]
様式第30	

	[2~4 同上]
様式第26の3	「様式 同上」
備考 1	この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格 A4</u> とすること。
	[2~4 同上]
様式第26の4	「様式 同上」
備考 1	この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格 A4</u> とすること。
	[2~4 同上]
様式第26の5	「様式 同上」
備考 1	この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格 A4</u> とすること。
	[2~4 同上]
様式第26の6	「様式 同上」
備考 1	この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格 A4</u> とすること。
	[2~4 同上]
様式第27	「様式 同上」
備考 1	この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格 A4</u> とすること。
	[2~3 同上]
様式第28	「様式 同上」
備考 1	この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格 A4</u> とすること。
	[2~5 同上]
様式第29	「様式 同上」
備考 1	この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格 A4</u> とすること。
	[2~5 同上]
様式第30	

<p>様式第38 「様式 略」 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 4</u>とすること。 〔2～4 略〕</p>	<p>様式第38 「様式 同上」 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 4</u>とすること。 〔2～4 同上〕</p>
<p>様式第39 「様式 略」 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 4</u>とすること。 〔2～4 略〕</p>	<p>様式第39 「様式 同上」 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 4</u>とすること。 〔2～4 同上〕</p>
<p>様式第40 「様式 略」 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 4</u>とすること。 〔2～4 略〕</p>	<p>様式第40 「様式 同上」 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 4</u>とすること。 〔2～4 同上〕</p>
<p>様式第41 「様式 略」 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 4</u>とすること。 〔2～4 略〕</p>	<p>様式第41 「様式 同上」 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 4</u>とすること。 〔2～4 同上〕</p>
<p>様式第42 「様式 略」 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 4</u>とすること。 〔2～4 略〕</p>	<p>様式第42 「様式 同上」 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 4</u>とすること。 〔2～4 同上〕</p>
<p>様式第43 「様式 略」 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 4</u>とすること。 〔2～4 略〕</p>	<p>様式第43 「様式 同上」 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 4</u>とすること。 〔2～4 同上〕</p>

改正案	現行
<p>(送泡設備) 第十八条の四 令第八条第二項の総務省令で定める送泡設備は、次の各号に掲げる機器により構成されるものであつて、当該機器がそれぞれ当該各号に掲げる要件に該当するものとす。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 送泡管</p> <p>イ 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十條第一項の日本産業規格G三 四四二、G三四五二若しくはG三四五四に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐 食性及び耐熱性を有する管を使用すること。</p> <p>〔ロスト 略〕</p> <p>様式第1 〔様式 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p> <p>〔2～4 略〕</p> <p>様式第2 〔様式 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p> <p>〔2～5 略〕</p> <p>様式第2の2 〔様式 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p> <p>〔2～5 略〕</p> <p>様式第3 〔様式 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>様式第4 〔様式 略〕</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p>	<p>(送泡設備) 第十八条の四 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>イ 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七條第一項の日本工業規格G三 四四二、G三四五二若しくはG三四五四に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐 食性及び耐熱性を有する管を使用すること。</p> <p>〔ロスト 同上〕</p> <p>様式第1 〔様式 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p> <p>〔2～4 同上〕</p> <p>様式第2 〔様式 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p> <p>〔2～5 同上〕</p> <p>様式第2の2 〔様式 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p> <p>〔2～5 同上〕</p> <p>様式第3 〔様式 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>様式第4 〔様式 同上〕</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</p>

<p>様式第5 〔様式 略〕 〔別紙 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A4</u>とする。 〔2・5 略〕</p> <p>様式第6 〔様式 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A4</u>とする。 〔2 略〕</p> <p>様式第7 〔様式 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A4</u>とする。 〔2 略〕</p> <p>様式第8 〔様式 略〕 〔別紙 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A4</u>とする。 〔2・5 略〕</p> <p>様式第8の2 〔様式 略〕 〔別紙 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A4</u>とする。 〔2・4 略〕</p> <p>様式第9 〔様式 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A4</u>とする。 〔2・3 略〕</p> <p>様式第10 〔様式 略〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A4</u>とする。 〔2・3 略〕</p>	<p>様式第5 〔様式 同上〕 〔別紙 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A4</u>とする。 〔2・5 同上〕</p> <p>様式第6 〔様式 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A4</u>とする。 〔2 同上〕</p> <p>様式第7 〔様式 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A4</u>とする。 〔2 同上〕</p> <p>様式第8 〔様式 同上〕 〔別紙 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A4</u>とする。 〔2・5 同上〕</p> <p>様式第8の2 〔様式 同上〕 〔別紙 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A4</u>とする。 〔2・4 同上〕</p> <p>様式第9 〔様式 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A4</u>とする。 〔2・3 同上〕</p> <p>様式第10 〔様式 同上〕</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A4</u>とする。 〔2・3 同上〕</p>
---	--

改正案	現行
<p>（第一類の危険物の試験及び性状）</p> <p>第一条 粉粒状の物品は、目開きが二ミリメートルの網ふるい（日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）Z八八〇一（一九八七）「標準ふるい」に規定する網ふるいをいう。以下同じ。）を回転させながら毎分百六十回の打振を与えてふるった場合に、当該網ふるいを三十分間で通過するものが十パーセント以上のものとする。</p> <p>〔2～6 略〕</p> <p>別表第三（第一条関係）</p> <p>第一 硝酸カリウムを標準物質とする落球式打撃感度試験</p> <p>硝酸カリウムを標準物質とする落球式打撃感度試験は、三に規定する試験場所において、四に規定する試験の実施手順で、一に規定する標準物質と二に規定する赤りんどの混合物に鋼球を落下させた場合に五十パーセントの確率で爆発する高さから、鋼球を試験物品と二に規定する赤りんどの混合物に落下させた場合に爆発する確率を求めるものとする。</p> <p>〔一～三 略〕</p> <p>四 試験の実施手順</p> <p>イ 標準物質に係る実施手順</p> <p>（1）鋼製の円柱（材質が日本産業規格G四八〇五（一九七〇）「高炭素クロム軸受鋼鋼材」に規定するもので、直径及び高さがいずれも十二ミリメートルの円柱。以下同じ。）の上に赤りん（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）五ミリグラムを載せ、その上に標準物質（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）五ミリグラムを載せる。</p> <p>（2）鋼球（材質が日本産業規格G四八〇五（一九七〇）「高炭素クロム軸受鋼鋼材」に規定するもので、直径が四十ミリメートルの球）を混合物の上に直接落下させて、爆発するか否かを観察する。</p> <p>〔3〕・〔4〕 略</p> <p>〔ロ 略〕</p> <p>第二 塩素酸カリウムを標準物質とする落球式打撃感度試験</p> <p>塩素酸カリウムを標準物質とする落球式打撃感度試験は、三に規定する試験場所において、四に規定する試験の実施手順で、一に規定する標準物質と二に規定する赤りんどの混合物に鋼球を落下させた場合に五十パーセントの確率で爆発する高さから、鋼球を試験物品と二に規定する赤りんどの混合物に落下させた場合に爆発する確率を求めるものとする。</p> <p>〔一～三 略〕</p>	<p>（第一類の危険物の試験及び性状）</p> <p>第一条 粉粒状の物品は、目開きが二ミリメートルの網ふるい（日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）Z八八〇一（一九八七）「標準ふるい」に規定する網ふるいをいう。以下同じ。）を回転させながら毎分百六十回の打振を与えてふるった場合に、当該網ふるいを三十分間で通過するものが十パーセント以上のものとする。</p> <p>〔2～6 同上〕</p> <p>別表第三（第一条関係）</p> <p>第一 〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔一～三 同上〕</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>（1）鋼製の円柱（材質が日本工業規格G四八〇五（一九七〇）「高炭素クロム軸受鋼鋼材」に規定するもので、直径及び高さがいずれも十二ミリメートルの円柱。以下同じ。）の上に赤りん（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）五ミリグラムを載せ、その上に標準物質（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）五ミリグラムを載せる。</p> <p>（2）鋼球（材質が日本工業規格G四八〇五（一九七〇）「高炭素クロム軸受鋼鋼材」に規定するもので、直径が四十ミリメートルの球）を混合物の上に直接落下させて、爆発するか否かを観察する。</p> <p>〔3〕・〔4〕 同上</p> <p>〔ロ 同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>第二 〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔一～三 同上〕</p>

四 試験の実施手順

イ 標準物質に係る実施手順

- (1) 略
- (2) 鋼球（材質が日本産業規格G四八〇五（一九七〇）「高炭素クロム軸受鋼材」に規定するもので、直径が七ミリメートルの球）を混合物の上部の鋼製の円柱の上に落下させて、爆発するか否かを観察する。

(3)・(4) 略

〔ロ 略〕

別表第四（第一条関係）

鉄管試験は、二に規定する試験の実施手順で、試験物品と一に規定するセルロース粉との混合物を鉄管に詰め、電気雷管で起爆した場合の鉄管の破裂の程度を観察するものとする。

〔一 略〕

二 試験の実施手順

イ 鉄管は、下ふた（材質が日本産業規格G三四五四（一九八四）「圧力配管用炭素鋼管」に規定するもので、外径六十ミリメートル、高さ三十八ミリメートル、底の厚さ六ミリメートルのもの）を溶接して取り付けた鋼管（材質が日本産業規格G三四五四（一九八四）「圧力配管用炭素鋼管」に規定するもので、外径六十ミリメートル、厚さ五ミリメートル、長さ五百ミリメートルの継目無鋼管）とし、これにプラスチック製の袋を入れる。

ロ 試験物品（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）とセルロース粉（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）とを重量比で三対一に混合し、イの袋に均一になるように充てんし、五十グラムの伝爆薬（トリメチレントリニトロアミンとワックスとを重量比十九対一に混合したものを百五十メガパスカルの圧力で、直径三十ミリメートル、高さ四十五ミリメートルの円柱状（中央に六号電気雷管（日本産業規格K四八〇七（一九八一）「電気雷管」に規定する電気雷管。以下同じ。）を挿入する穴が開いているもの）に圧縮成型したものを）を挿入する。この場合において、試験に供するのに不適当な形状の試験物品にあつては、適当な大きさに分割したものをを用いるものとする。

ハ 中央に六号電気雷管を装着するための孔が開いているねじ止めの上ふた（材質が日本産業規格G五七〇二（一九七八）「黒心可鍛鉄品」に規定するFCMB ≥ 2 で、外径七十五ミリメートル、高さ三十五ミリメートル、上部の厚さ七ミリメートルのもの）を鉄管に取り付ける。

〔二〜ハ 略〕

別表第七（第三条関係）

自然発火性試験は、一に規定する試験場所において、二に規定する試験の実施手順で試験物品が空気と接触して発火するか又は紙を焦がすか否かを観察するものとする。

〔一 略〕

四 同上

イ 同上

- (1) 同上
- (2) 鋼球（材質が日本工業規格G四八〇五（一九七〇）「高炭素クロム軸受鋼材」に規定するもので、直径が七ミリメートルの球）を混合物の上部の鋼製の円柱の上に落下させて、爆発するか否かを観察する。

(3)・(4) 同上

〔ロ 同上〕

別表第四（第一条関係）

〔同上〕

〔一 同上〕

二 同上

イ 鉄管は、下ふた（材質が日本工業規格G三四五四（一九八四）「圧力配管用炭素鋼管」に規定するもので、外径六十ミリメートル、高さ三十八ミリメートル、底の厚さ六ミリメートルのもの）を溶接して取り付けた鋼管（材質が日本工業規格G三四五四（一九八四）「圧力配管用炭素鋼管」に規定するもので、外径六十ミリメートル、厚さ五ミリメートル、長さ五百ミリメートルの継目無鋼管）とし、これにプラスチック製の袋を入れる。

ロ 試験物品（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）とセルロース粉（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）とを重量比で三対一に混合し、イの袋に均一になるように充てんし、五十グラムの伝爆薬（トリメチレントリニトロアミンとワックスとを重量比十九対一に混合したものを百五十メガパスカルの圧力で、直径三十ミリメートル、高さ四十五ミリメートルの円柱状（中央に六号電気雷管（日本工業規格K四八〇七（一九八一）「電気雷管」に規定する電気雷管。以下同じ。）を挿入する穴が開いているもの）に圧縮成型したものを）を挿入する。この場合において、試験に供するのに不適当な形状の試験物品にあつては、適当な大きさに分割したものをを用いるものとする。

ハ 中央に六号電気雷管を装着するための孔が開いているねじ止めの上ふた（材質が日本工業規格G五七〇二（一九七八）「黒心可鍛鉄品」に規定するFCMB ≥ 2 で、外径七十五ミリメートル、高さ三十五ミリメートル、上部の厚さ七ミリメートルのもの）を鉄管に取り付ける。

〔二〜ハ 同上〕

別表第七（第三条関係）

〔同上〕

〔一 同上〕

二 試験の実施手順
イ 固体の試験物品に係る実施手順

- (1) 試験物品(粉末(三百マイクロメートルの網ふるいを通過するものが十パーセント以上存するもの)の試験物品にあつては、当該網ふるいを通過するもの(2)において「粉末の試験物品」という。))一立方センチメートルを、直ちに直径七十ミリメートルの磁器(日本産業規格R-1305(一九八〇))「化学分析用磁器カッセロール」に規定するカップとする。以下同じ。)の上に置いた直径九十ミリメートルの紙(日本産業規格P-3801(一九七六))「ろ紙(化学分析用)」に規定する定量分析用のろ紙で、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの。以下同じ。)の中央に置き、十分以内に自然発火するか否かを観察する。

(2) 略

〔ロ 略〕

別表第九(第四条関係)

タグ密閉式引火点測定器による引火点測定試験は、一に規定する装置を用い、二に規定する試験場所、三に規定する試験の実施手順により試験物品の引火点を測定するものとする。

一 装置

- 装置は、日本産業規格K-2265(一九八〇)「原油及び石油製品引火点試験方法」四・二・二に規定するタグ密閉式引火点試験器とする。
〔二・三 略〕

別表第十(第四条関係)

クリーブランド開放式引火点測定器による引火点測定試験は、一に規定する装置を用い、二に規定する試験場所、三に規定する試験の実施手順により試験物品の引火点を測定するものとする。

一 装置

- 装置は、日本産業規格K-2265(一九八〇)「原油及び石油製品引火点試験方法」四・四・二に規定するクリーブランド開放式引火点試験器とする。
〔二・三 略〕

別表第十四(第六条関係)

第六類の危険物の試験は、二に規定する試験場所において、三に規定する試験の実施手順で、硝酸の九十パーセント水溶液と一に規定する木粉との混合物及び試験物品と一に規定する木粉との混合物をそれぞれ燃焼させた場合の燃焼時間を測定するものとする。

〔一・二 略〕

三 試験の実施手順

イ 硝酸の九十パーセント水溶液に係る実施手順

- (1) 外径百二十ミリメートルの平底蒸発皿(日本産業規格R-1302(一九八〇))「化学分

二 〔同上〕
イ 〔同上〕

- (1) 試験物品(粉末(三百マイクロメートルの網ふるいを通過するものが十パーセント以上存するもの)の試験物品にあつては、当該網ふるいを通過するもの(2)において「粉末の試験物品」という。))一立方センチメートルを、直ちに直径七十ミリメートルの磁器(日本工業規格R-1305(一九八〇))「化学分析用磁器カッセロール」に規定するカップとする。以下同じ。)の上に置いた直径九十ミリメートルの紙(日本工業規格P-3801(一九七六))「ろ紙(化学分析用)」に規定する定量分析用のろ紙で、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの。以下同じ。)の中央に置き、十分以内に自然発火するか否かを観察する。

(2) 同上

〔ロ 同上〕

別表第九(第四条関係)

〔同上〕

一 〔同上〕

- 装置は、日本工業規格K-2265(一九八〇)「原油及び石油製品引火点試験方法」四・二・二に規定するタグ密閉式引火点試験器とする。
〔二・三 同上〕

別表第十(第四条関係)

〔同上〕

一 〔同上〕

- 装置は、日本工業規格K-2265(一九八〇)「原油及び石油製品引火点試験方法」四・四・二に規定するクリーブランド開放式引火点試験器とする。
〔二・三 同上〕

別表第十四(第六条関係)

〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

- (1) 外径百二十ミリメートルの平底蒸発皿(日本工業規格R-1302(一九八〇))「化学分

析用磁器蒸発さらしに規定するもの)の上に、木粉(温度百五度で四時間乾燥し、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの。ロ(1)において同じ。)十五グラムを高さ底面の直径の比が一对一・七五となるように円錐形にたい積させ、これを一時間放置する。

〔2〕(4)略

〔ロ 略〕

析用磁器蒸発さらしに規定するもの)の上に、木粉(温度百五度で四時間乾燥し、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの。ロ(1)において同じ。)十五グラムを高さ底面の直径の比が一对一・七五となるように円錐形にたい積させ、これを一時間放置する。

〔2〕(4)同上

〔ロ 同上〕

改正案	現行
<p>（避雷設備の基準に関する経過措置）</p> <p>第五条 この省令の施行の際現に設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、十六号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により許可を受けなければならぬこととなるもの（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、規則第十三条の二に定める技術上の基準に適合しないものに係る同条の規定の適用については、同条中「日本産業規格A四二〇一」「建築物等の雷保護」とあるのは、「日本工業規格A四二〇一（一九九二）」「建築物等の避雷設備（避雷針）」とする。</p> <p>2 この省令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、十六号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により規則第十三条の二に定める技術上の基準に適合しないこととなるものに係る同条の規定の適用については、同条中「日本産業規格A四二〇一」「建築物等の雷保護」とあるのは、「日本工業規格A四二〇一（一九九二）」「建築物等の避雷設備（避雷針）」とする。</p>	<p>（避雷設備の基準に関する経過措置）</p> <p>第五条 この省令の施行の際現に設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、十六号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により許可を受けなければならぬこととなるもの（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、規則第十三条の二に定める技術上の基準に適合しないものに係る同条の規定の適用については、同条中「日本工業規格A四二〇一」「建築物等の雷保護」とあるのは、「日本工業規格A四二〇一（一九九二）」「建築物等の避雷設備（避雷針）」とする。</p> <p>2 この省令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、十六号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により規則第十三条の二に定める技術上の基準に適合しないこととなるものに係る同条の規定の適用については、同条中「日本工業規格A四二〇一」「建築物等の雷保護」とあるのは、「日本工業規格A四二〇一（一九九二）」「建築物等の避雷設備（避雷針）」とする。</p>

改正案	現行
<p>（避雷設備の基準に関する経過措置）</p> <p>第二条 この省令の施行の際現に設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、四百五号改正政令による危険物の規制に関する政令（以下「令」という。）第一条第一項の規定の改正により新たに消防法（以下「法」という。）第十一条第一項の規定により許可を受けなければならないこととなるもの（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、この省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）第十三条の二の二に定める技術上の基準に適合しないものに係る同条の規定の適用については、同条中「<u>日本産業規格A四二〇一</u>」「<u>建築物等の雷保護</u>」とあるのは、「<u>日本工業規格A四二〇一</u>（一九九二）」「<u>建築物等の避雷設備（避雷針）</u>」とする。</p> <p>2 この省令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、四百五号改正政令による令第一条第一項の規定の改正により新規則第十三条の二に定める技術上の基準に適合しないこととなるものに係る同条の規定の適用については、同条中「<u>日本産業規格A四二〇一</u>」「<u>建築物等の雷保護</u>」とあるのは、「<u>日本工業規格A四二〇一</u>（一九九二）」「<u>建築物等の避雷設備（避雷針）</u>」とする。</p> <p>別記様式第2 〔様式 略〕</p> <p>備考1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。 〔2〜4 略〕</p> <p>別記様式第3 〔様式 略〕</p> <p>備考1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。 〔2〜4 略〕</p> <p>別記様式第4 〔様式 略〕</p> <p>備考1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。 〔2〜4 略〕</p>	<p>（避雷設備の基準に関する経過措置）</p> <p>第二条 この省令の施行の際現に設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、四百五号改正政令による危険物の規制に関する政令（以下「令」という。）第一条第一項の規定の改正により新たに消防法（以下「法」という。）第十一条第一項の規定により許可を受けなければならないこととなるもの（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、この省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）第十三条の二の二に定める技術上の基準に適合しないものに係る同条の規定の適用については、同条中「<u>日本工業規格A四二〇一</u>」「<u>建築物等の雷保護</u>」とあるのは、「<u>日本工業規格A四二〇一</u>（一九九二）」「<u>建築物等の避雷設備（避雷針）</u>」とする。</p> <p>2 この省令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、四百五号改正政令による令第一条第一項の規定の改正により新規則第十三条の二に定める技術上の基準に適合しないこととなるものに係る同条の規定の適用については、同条中「<u>日本工業規格A四二〇一</u>」「<u>建築物等の雷保護</u>」とあるのは、「<u>日本工業規格A四二〇一</u>（一九九二）」「<u>建築物等の避雷設備（避雷針）</u>」とする。</p> <p>別記様式第2 〔様式 同上〕</p> <p>備考1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。 〔2〜4 同上〕</p> <p>別記様式第3 〔様式 同上〕</p> <p>備考1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。 〔2〜4 同上〕</p> <p>別記様式第4 〔様式 同上〕</p> <p>備考1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。 〔2〜4 同上〕</p>

○総務省告示第七十八号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、同法の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

令和元年六月二十八日

総務大臣 石田 真敏

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係告示の整理に関する告示

（郵便切手類模造等取締法第一条第二項の許可を受けたものとみなされるものを定めた件の一部改正）

第一条 昭和四十七年郵政省告示第八百八十一号（郵便切手類模造等取締法第一条第二項の許可を受けたものとみなされるものを定めた件）の一部を次のように改正する。

第七号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部改正）

第二条 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

本則（第三条第一号口を除く。）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三条第一号口中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）」に改める。

（パーソナル・コンピュータ通信装置推奨通信方式の一部改正）

第三条 パーソナル・コンピュータ通信装置推奨通信方式（昭和五十九年郵政省告示第九百七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「J I S C 6220」を「J I S X 0201-1976」に、
「J I S C 6226」を「J I S X 0208-1983」に改める。

別表第二十中「J I S C 6220」を「J I S X 0201-1976」に、
「J I S X 0208-1983」に改める。

別表第二十一中「J I S C 6220」を「J I S X 0201-1976」に、
「J I S C 6226」を「J I S X 0208-1983」に改める。

別表第二十七及び別表第二十八中「J I S C 6220」を「J I S X 0201-1976」に、
「J I S C 6226」を「J I S X 0208-1983」に改める。

（日本語テレテックス装置推奨通信方式の一部改正）

第四条 日本語テレテックス装置推奨通信方式（昭和六十年郵政省告示第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三中 「日本工業規格 C 6226 (情報交換用漢字符号系) —1983」を「日本産業規格 X 0208-1983」に改める。

別表第五中 「JIS C 6226—83」を「JIS X 0208-1983」に改める。

別表第九中 「JIS C6226—83」を「JIS X 0208-1983」に改める。
(ミクストモード通信推奨通信方式の一部改正)

第五条 ミクストモード通信推奨通信方式(昭和六十年郵政省告示第九十八号)の一部を次のように改正する。

別表第六中 「JIS C6226—83」を「JIS X 0208-1983」に改める。

別表第五十三中 「JIS C6226—83」を「JIS X 0208-1983」に改める。

(非標準機能提供者コードに関する規程の一部改正)

第六条 非標準機能提供者コードに関する規程(昭和六十三年郵政省告示第八百六十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(電気通信術の試験の方法を定める件の一部改正)

第七条 平成二年郵政省告示第七百二十一号(電気通信術の試験の方法を定める件)の一部を次のよ

うに改正する。

別図備考一中「~~ロキハニシテ~~」を「~~ロキニシテ~~」に改める。

(オブジェクト識別子の構成要素値の指定に関する規程の一部改正)

第八条 オブジェクト識別子の構成要素値の指定に関する規程(平成二年郵政省告示第七百三十号)の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第四までの規定中「~~ロキハニシテ~~」を「~~ロキニシテ~~」に改める。

(外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件の一部改正)

第九条 平成五年郵政省告示第三百二十六号(外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件)の一部を次のように改正する。

別表第三号様式及び別表第四号様式中「~~ロキハニシテ~~」を「~~ロキニシテ~~」に改める。

(ナブテックス送信装置の技術的条件を定める件の一部改正)

第十条 平成六年郵政省告示第五百四十三号(ナブテックス送信装置の技術的条件を定める件)の一部を次のように改正する。

第二項第三号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「JIS X 0208-1990」を「JIS X 0208-2012」に改める。

(有線電気通信法施行規則第八条の二第一項の規定により電磁的方法による書類の提出方法を定める件の一部改正)

第十一条 平成十年郵政省告示第二百十二号(有線電気通信法施行規則第八条の二第一項の規定により電磁的方法による書類の提出方法を定める件)の一部を次のように改正する。

本則中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
別表第二号中「㊦㊧㊨㊩」を「㊦㊧㊨㊩」に改める。

(電気通信事業法施行規則第七十条第一項の規定により電磁的方法による書類の提出方法を定める件の一部改正)

第十二条 平成十年郵政省告示第二百十四号(電気通信事業法施行規則第七十条第一項の規定により電磁的方法による書類の提出方法を定める件)の一部を次のように改正する。

本則中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
別表第二号中「㊦㊧㊨㊩」を「㊦㊧㊨㊩」に改める。

(事業用電気通信設備規則第五十五条第一項の規定により電磁的方法による書類の提出方法を定める件の一部改正)

第十三条 平成十年郵政省告示第二百十六号（事業用電気通信設備規則第五十四条第一項の規定により電磁的方法による書類の提出方法を定める件）の一部を次のように改正する。

本則中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第二号中「~~コトハニシテ~~」を「~~コトハニシテ~~」に改める。

（工事担任者規則第五十七条第一項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出することができる書類及びその提出方法を定める件の一部改正）

第十四条 平成十年郵政省告示第二百三十三号（工事担任者規則第五十七条第一項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出することができる書類及びその提出方法を定める件）の一部を次のように改正する。

本則中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第二号中「~~コトハニシテ~~」を「~~コトハニシテ~~」に改める。

（電気通信主任技術者規則第五十九条第一項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出することができる書類及びその提出方法を定める件の一部改正）

第十五条 平成十年郵政省告示第二百三十四号（電気通信主任技術者規則第五十九条第一項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出することができる書類及びその提出方法を定める件）の一部を次のように改正する。

本則中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第二号中「~~ロキハニシテ~~」を「~~ロキニシテ~~」に改める。

(高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部改正)

第十六条 平成十四年総務省告示第五百四十四号(高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件)の一部を次のように改正する。

第一及び第二中「~~ロキハニシテ~~」を「~~ロキニシテ~~」に改める。

(技術操作を管理する者を届け出る場合の手續を定める件の一部改正)

第十七条 平成十八年総務省告示第四十五号(技術操作を管理する者を届け出る場合の手續を定める件)の一部を次のように改正する。

様式中「~~ロキハニシテ~~」を「~~ロキニシテ~~」に改める。

(学校の教育課程に開設している無線通信に関する科目の確認、変更、取消し及び廃止の手續を定める件の一部改正)

第十八条 平成十八年総務省告示第三百七十三号(学校の教育課程に開設している無線通信に関する科目の確認、変更、取消し及び廃止の手續を定める件)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号までの規定中「~~ロキハニシテ~~」を「~~ロキニシテ~~」に改める。

(伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法を定める件の一部改正)

第十九条 平成十八年総務省告示第五百二十号（伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法を定める件）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「~~日本無線協X5150：2004~~」を「~~日本無線協X5150：2016~~」及び「JIS X5150：2004」を「JIS X5150：2016」に改める。

（総務大臣が別に告示する要件を定める件の一部改正）

第二十条 平成二十年総務省告示第四百十五号（総務大臣が別に告示する要件を定める件）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第七までの規定中「~~日本無線協~~」を「~~日本無線協~~」に改める。

（総務大臣が別に告示する事故、様式及び軽微な事故を定める件の一部改正）

第二十一条 平成二十二年総務省告示第三百三十六号（総務大臣が別に告示する事故、様式及び軽微な事故を定める件）の一部を次のように改正する。

別記様式中「~~日本無線協~~」を「~~日本無線協~~」に改める。

（電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件の一部改正）

第二十二条 平成二十三年総務省告示第二百七十四号（電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

本則中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部改正)

第二十三条 製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示(平成二十三年総務省告示第五百五十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第五項第三号口中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

別表第七中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(放送法施行規則第八十六条の二第一項に規定する基幹放送設備等整備計画及び同規則第一百一条の二第一項に規定する基幹放送局設備整備計画に関する総務大臣の確認の対象となる設備及び確認申請書類の様式を定める件の一部改正)

第二十四条 平成二十六年総務省告示第四百四十九号(放送法施行規則第八十六条の二第一項に規定する基幹放送設備等整備計画及び同規則第一百一条の二第一項に規定する基幹放送局設備整備計画に関する総務大臣の確認の対象となる設備及び確認申請書類の様式を定める件)の一部を次のように改正する。

別表第二中「~~日本工業規格~~」を「~~日本産業規格~~」に改める。

(電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第一項第五号ロ及びハ並びに第六項の規定に基づき告示する件の一部改正)

第二十五条 平成二十八年総務省告示第百五十二号(電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第一項第五号ロ及びハ並びに第六項の規定に基づき告示する件)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「ロオハニ兼規格」を「ロオハニ併規格」に改める。

(調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件の一部改正)

第二十六条 調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件(平成三十一年総務省告示第二百三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号までの規定中「ロオハニ兼規格」を「ロオハニ併規格」に改める。

様式第五号中「第33条第1項」を「第33条」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第六号中「第33条の2第1項」を「第33条の2」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第七号中「第34条第1項」を「第34条」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第八号中「第36条第1項」を「第36条」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係告示の整理に関する告示 新旧対照条文（消防庁危険物保安室、特殊災害室所管告示抜粋） 目次

○ 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）	．．．．．	p1
○ 製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成二十三年総務省告示第五百五十九号）	．．．．．	p7

改正案	現行
<p>(地下配管の塗覆装)</p> <p>第三条 規則第十三条の四の規定により地下配管に塗覆装を行う場合においては、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>一 塗覆装材は、次に掲げるもの又はこれと同等以上の防食効果を有するものを用いること。</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>ロ 覆装材にあつては、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）<u>第二十條第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。</u>）L三四〇五「ヘッシヤンクロス」に適合するもの又は耐熱用ビニロンクロス、ガラスクロス若しくはガラスマットであつて、イの塗装材による塗装を保護又は補強するための十分な強度を有するもの</p> <p>〔二 略〕</p> <p>(地下配管のコーティング)</p> <p>第三条の二 規則第十三条の四の規定により地下配管にコーティングを行う場合においては、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>一 コーティング材料は、日本産業規格G三四六九「ポリエチレン被覆鋼管」に定めるポリエチレン又はこれと同等以上の防食効果を有するものを用いること。</p> <p>〔二 略〕</p> <p>(基礎の補強)</p> <p>第四条の十一 〔略〕</p> <p>2 前項の措置を鉄筋コンクリートリングにより行う場合は、次によるものとする。</p> <p>〔一〕五 略〕</p> <p>六 鉄筋の許容応力度は、日本産業規格G三一一二「鉄筋コンクリート用棒鋼」（SR 235、SD 295 A又はSD 295 Bに係る規格に限る。）のうちSR 235を用いる場合にあつては百四十二ニュートン毎平方ミリメートル、SD 295 A又はSD 295 Bを用いる場合にあつては百八十二ニュートン毎平方ミリメートルとすること。</p> <p>〔七 略〕</p> <p>〔3 略〕</p> <p>(溶接施工方法確認試験の方法等)</p> <p>第四条の二十一の二 規則第二十條の四第三項の告示で定める溶接施工方法確認試験の方法等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>〔一 略〕</p>	<p>(地下配管の塗覆装)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>ロ 覆装材にあつては、日本工業規格L三四〇五「ヘッシヤンクロス」に適合するもの又は耐熱用ビニロンクロス、ガラスクロス若しくはガラスマットであつて、イの塗装材による塗装を保護又は補強するための十分な強度を有するもの</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>(地下配管のコーティング)</p> <p>第三条の二 〔同上〕</p> <p>一 コーティング材料は、日本工業規格G三四六九「ポリエチレン被覆鋼管」に定めるポリエチレン又はこれと同等以上の防食効果を有するものを用いること。</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>(基礎の補強)</p> <p>第四条の十一 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔一〕五 同上〕</p> <p>六 鉄筋の許容応力度は、日本工業規格G三一一二「鉄筋コンクリート用棒鋼」（SR 235、SD 295 A又はSD 295 Bに係る規格に限る。）のうちSR 235を用いる場合にあつては百四十二ニュートン毎平方ミリメートル、SD 295 A又はSD 295 Bを用いる場合にあつては百八十二ニュートン毎平方ミリメートルとすること。</p> <p>〔七 同上〕</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>(溶接施工方法確認試験の方法等)</p> <p>第四条の二十一の二 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p>

二 溶接施工方法確認試験は、突合せ溶接又はすみ肉溶接により溶接をした材料から試験片を作成し、当該試験片について断面マクロ試験及び次に掲げる機械試験を行うこと。

イ 突合せ溶接についての試験方法は、次に掲げるとおりとすること。

(1) 引張り試験は、日本産業規格 Z 3111 「突合せ溶接継手の引張り試験方法」によること。

(2) 曲げ試験は、日本産業規格 Z 3112 「突合せ溶接継手の曲げ試験方法」によること。

(3) 衝撃試験（母材に衝撃値の規格がある継手に限る。）は、日本産業規格 Z 2242 「金属材料のシャルピー衝撃試験方法」によること。

ロ T型すみ肉溶接についての試験方法は、日本産業規格 Z 3134 「T型すみ肉溶接継手の曲げ試験方法」によること。

ハ 略

2 規則第二十条の四第三項の告示で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

【一〇五 略】

六 衝撃試験においては、吸収エネルギーが次の表に掲げる母材の規格に応じて定める値以上であること。

【略】	【略】	【略】	【略】
		【略】	【略】
日本産業規格 G 3106 「溶接構造用圧延鋼材」のうち、 SM400B、SM490B、SM490YB 若しくは SM520B 又は 日本産業規格 G 3114 「溶接構造用耐熱性熱間圧延鋼材」のうち、 SMA400B 若しくは SMA490B	【略】	【略】	【略】
日本産業規格 G 3106 「溶接構造用圧延鋼材」のうち、 SM400C、SM490C 若しくは SM520C、日本産業規格 G 3114 「溶接構造用耐熱性熱間圧延鋼材」のうち、 SMA400C 若しくは SMA490C 又は日本産業規格 G 3115 「圧力容器用鋼板」のうち、SPV235、SPV315 若しくは SPV355	【略】	【略】	【略】
日本産業規格 G 3106 「溶接構造用圧延鋼材」のうち、 SM570 又は日本産業規格 G 3114 「溶接構造用耐熱性熱間圧延鋼材」のうち、 SMA570	【略】	【略】	【略】
日本産業規格 G 3115 「圧力容器用鋼板」のうち、	【略】	【略】	【略】

二 【同上】

イ 【同上】

(1) 引張り試験は、日本工業規格 Z 3111 「突合せ溶接継手の引張り試験方法」によること。

(2) 曲げ試験は、日本工業規格 Z 3112 「突合せ溶接継手の曲げ試験方法」によること。

(3) 衝撃試験（母材に衝撃値の規格がある継手に限る。）は、日本工業規格 Z 2242 「金属材料のシャルピー衝撃試験方法」によること。

ロ T型すみ肉溶接についての試験方法は、日本工業規格 Z 3134 「T型すみ肉溶接継手の曲げ試験方法」によること。

ハ 同上

2 【同上】

【一〇五 同上】

【同上】	【同上】	【同上】	【同上】
		【同上】	【同上】
日本工業規格 G 3106 「溶接構造用圧延鋼材」のうち、 SM400B、SM490B、SM490YB 若しくは SM520B 又は 日本工業規格 G 3114 「溶接構造用耐熱性熱間圧延鋼材」のうち、 SMA400B 若しくは SMA490B	【同上】	【同上】	【同上】
日本工業規格 G 3106 「溶接構造用圧延鋼材」のうち、 SM400C、SM490C 若しくは SM520C、日本工業規格 G 3114 「溶接構造用耐熱性熱間圧延鋼材」のうち、 SMA400C 若しくは SMA490C 又は日本工業規格 G 3115 「圧力容器用鋼板」のうち、SPV235、SPV315 若しくは SPV355	【同上】	【同上】	【同上】
日本工業規格 G 3106 「溶接構造用圧延鋼材」のうち、 SM570 又は日本工業規格 G 3114 「溶接構造用耐熱性熱間圧延鋼材」のうち、 SMA570	【同上】	【同上】	【同上】
日本工業規格 G 3115 「圧力容器用鋼板」のうち、	【同上】	【同上】	【同上】

SPV450 又は SPV490

(材料の規格)

第四条の三十二 規則第二十二條の三の二第三項第五号ロの告示で定める規格は、次のとおりとする。

- 一 セメントにあつては、日本産業規格 R 五二二〇「ポルトランドセメント」、日本産業規格 R 五二二一「高炉セメント」、日本産業規格 R 五二二二「シリカセメント」又は日本産業規格 R 五二二三「フライアッシュセメント」
 - 二 鉄筋コンクリート又はプレストレストコンクリートの鉄筋にあつては、日本産業規格 G 三一一一「鉄筋コンクリート用棒鋼」(SD490に係る規格を除く。)
 - 三 プレストレストコンクリートのPC鋼材にあつては、日本産業規格 G 三三三六「PC鋼線及びPC鋼より線」又は日本産業規格 G 三三〇九「PC鋼棒」
 - 四 鋼材(前二号に掲げるものを除く。)にあつては、規則第二十條の五各号に掲げる規格、日本産業規格 G 四〇五一「機械構造用炭素鋼鋼材」(S20C 及び S25C に係る規格に限る。)、日本産業規格 G 四〇五二「機械構造用合金鋼鋼材」(SCM435 に係る規格に限る。)、日本産業規格 A 五五二五「鋼管ぐさ」、日本産業規格 A 五五二六「H形鋼ぐさ」又は日本産業規格 A 五五二八「熱間圧延鋼矢板」
- 〔五 略〕
- (許容応力)
- 第四条の三十四 規則第二十二條の三の二第三項第五号ニ(1)の告示で定める許容応力は、次の各号に掲げる応力の区分に応じ、当該各号に定める許容応力とする。
- 〔一〜五 略〕

- 六 鉄筋コンクリート部材又はプレストレストコンクリート部材における鉄筋の許容引張応力 日本産業規格 G 三一一二「鉄筋コンクリート用棒鋼」(SD 490 に係る規格を除く。)のうちSR 235 を用いる場合にあつては百四十二ニュートン毎平方ミリメートル、SD 295 A 又はSD 295 B を用いる場合にあつては百八十二ニュートン毎平方ミリメートル、SD 345 を用いる場合にあつては二百ニュートン毎平方ミリメートル、SD 390 を用いる場合にあつては二百十二ニュートン毎平方ミリメートル
- 〔2 略〕

(地下貯蔵タンクの外面の保護)

第四条の四十八 規則第二十三條の二第一項第一号及び第二号で定める塗覆装は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 タンクの外面にさび止め及びアスファルトプライマーの順に塗装を行った後、アスファルトルーフィング及びワイヤラスの順にタンクを被覆し、その表面に厚さ二・〇センチメートル以上に達するまでモルタルを塗装すること。この場合においては、次に掲げる基

SPV450 又は SPV490

(材料の規格)

第四条の三十二 〔同上〕

- 一 セメントにあつては、日本工業規格 R 五二二〇「ポルトランドセメント」、日本工業規格 R 五二二一「高炉セメント」、日本工業規格 R 五二二二「シリカセメント」又は日本工業規格 R 五二二三「フライアッシュセメント」
 - 二 鉄筋コンクリート又はプレストレストコンクリートの鉄筋にあつては、日本工業規格 G 三一一一「鉄筋コンクリート用棒鋼」(SD490に係る規格を除く。)
 - 三 プレストレストコンクリートのPC鋼材にあつては、日本工業規格 G 三三三六「PC鋼線及びPC鋼より線」又は日本工業規格 G 三三〇九「PC鋼棒」
 - 四 鋼材(前二号に掲げるものを除く。)にあつては、規則第二十條の五各号に掲げる規格、日本工業規格 G 四〇五一「機械構造用炭素鋼鋼材」(S20C 及び S25C に係る規格に限る。)、日本工業規格 G 四〇五二「機械構造用合金鋼鋼材」(SCM435 に係る規格に限る。)、日本工業規格 A 五五二五「鋼管ぐさ」、日本工業規格 A 五五二六「H形鋼ぐさ」又は日本工業規格 A 五五二八「熱間圧延鋼矢板」
- 〔五 同上〕
- (許容応力)
- 第四条の三十四 〔同上〕
- 〔一〜五 同上〕

- 六 鉄筋コンクリート部材又はプレストレストコンクリート部材における鉄筋の許容引張応力 日本工業規格 G 三一一二「鉄筋コンクリート用棒鋼」(SD 490 に係る規格を除く。)のうちSR 235 を用いる場合にあつては百四十二ニュートン毎平方ミリメートル、SD 295 A 又はSD 295 B を用いる場合にあつては百八十二ニュートン毎平方ミリメートル、SD 345 を用いる場合にあつては二百ニュートン毎平方ミリメートル、SD 390 を用いる場合にあつては二百十二ニュートン毎平方ミリメートル
- 〔2 同上〕

(地下貯蔵タンクの外面の保護)

第四条の四十八 〔同上〕

- 一 〔同上〕

準に適合したものでなければならない。

イ アスファルトルーフィングは、日本産業規格 A 六〇〇五「アスファルトルーフィングフェルト」に適合するものであること。

ロ ワイヤラスは、日本産業規格 A 五五〇四「ワイヤラス」の十八番以上の太さのものであること。

〔ハ 略〕

〔二〇四 略〕

〔2 略〕

3 規則第二十三条の二第二項の告示で定める方法は、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 令第十三条第二項第三号イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに同項第一号イに掲げる措置を講じたものの外面 次に掲げるいずれかの方法

イ タンクの外面にプライマーを塗装し、その表面に覆装材を巻き付けた後、エポキシ樹脂又はウレタンエラストマー樹脂による被覆をタンクの外面から厚さ二・〇ミリメートル以上に達するまで行うこと。この場合において、覆装材は、耐熱用ビニロンクロスであつて当該被覆を保護若しくは補強するための十分な強度を有するもの又は日本産業規格 L 三四〇五「ヘツジャンクロス」に適合するものとしなければならない。

〔ロ 略〕

〔4 略〕

(耐薬品性試験)

第四条の五十の二 規則第二十四条の二の三の告示で定める耐薬品性試験は、日本産業規格 K 七〇七〇「繊維強化プラスチックの耐薬品性試験方法」とする。この場合において、試験液は、貯蔵し、又は取り扱う危険物とする。

2 規則第二十四条の二の三の告示で定める基準は、日本産業規格 K 七〇一二「ガラス繊維強化プラスチック製耐食貯槽」五・四に規定する基準とする。

(配管等の材料の規格)

第五条 規則第二十八条の四に規定する配管等の材料の規格は、次のとおりとする。

一 配管にあつては、日本産業規格 G 三四五四「圧力配管用炭素鋼鋼管」、日本産業規格 G 三四五五「高圧配管用炭素鋼鋼管」、日本産業規格 G 三四五六「高温配管用炭素鋼鋼管」又は日本産業規格 G 三四五九「配管用ステンレス鋼鋼管」

二 溶接式管継手にあつては、日本産業規格 B 二二二二「配管用鋼製突合せ溶接式管継手」

三 フランジ式管継手にあつては、日本産業規格 B 二二二〇「鋼製管フランジ」(遊合形フランジ及びねじ込み式フランジに係る規格を除く。)

四 弁にあつては、日本産業規格 B 二〇七一「鋼製弁」(鑄鋼フランジ形弁に係る規格に限る。)

イ アスファルトルーフィングは、日本工業規格 A 六〇〇五「アスファルトルーフィングフェルト」に適合するものであること。

ロ ワイヤラスは、日本工業規格 A 五五〇四「ワイヤラス」の十八番以上の太さのものであること。

〔ハ 同上〕

〔二〇四 同上〕

〔2 同上〕

3 同上

〔一 同上〕

二 同上

イ タンクの外面にプライマーを塗装し、その表面に覆装材を巻き付けた後、エポキシ樹脂又はウレタンエラストマー樹脂による被覆をタンクの外面から厚さ二・〇ミリメートル以上に達するまで行うこと。この場合において、覆装材は、耐熱用ビニロンクロスであつて当該被覆を保護若しくは補強するための十分な強度を有するもの又は日本工業規格 L 三四〇五「ヘツジャンクロス」に適合するものとしなければならない。

〔ロ 同上〕

〔4 同上〕

(耐薬品性試験)

第四条の五十の二 規則第二十四条の二の三の告示で定める耐薬品性試験は、日本工業規格 K 七〇七〇「繊維強化プラスチックの耐薬品性試験方法」とする。この場合において、試験液は、貯蔵し、又は取り扱う危険物とする。

2 規則第二十四条の二の三の告示で定める基準は、日本工業規格 K 七〇一二「ガラス繊維強化プラスチック製耐食貯槽」五・四に規定する基準とする。

(配管等の材料の規格)

第五条 同上

一 配管にあつては、日本工業規格 G 三四五四「圧力配管用炭素鋼鋼管」、日本工業規格 G 三四五五「高圧配管用炭素鋼鋼管」、日本工業規格 G 三四五六「高温配管用炭素鋼鋼管」又は日本工業規格 G 三四五九「配管用ステンレス鋼鋼管」

二 溶接式管継手にあつては、日本工業規格 B 二二二二「配管用鋼製突合せ溶接式管継手」

三 フランジ式管継手にあつては、日本工業規格 B 二二二〇「鋼製管フランジ」(遊合形フランジ及びねじ込み式フランジに係る規格を除く。)

四 弁にあつては、日本工業規格 B 二〇七一「鋼製弁」(鑄鋼フランジ形弁に係る規格に限る。)

(溶接機器及び溶接材料の規格)

第二十條 規則第二十八條の八第二項に規定する溶接機器及び溶接材料の規格は、次のとおりとする。

- 一 溶接機器にあつては、日本産業規格C九三〇〇―「アーク溶接装置―第一部…アーク溶接電源」(交流アーク溶接機及び垂下特性整流器式直流アーク溶接機に係る規格に限る。)、日本産業規格C九三〇〇―十一「アーク溶接装置―第一部…溶接棒ホルダ」又は日本産業規格C三四〇四「溶接用ケーブル」
- 二 溶接材料にあつては、日本産業規格Z三二二―軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒、日本産業規格Z三二二―ステンレス鋼被覆アーク溶接棒、日本産業規格K一〇五「アルゴン」又は日本産業規格K一〇六「液化二酸化炭素(液化炭酸ガス)」

(外面腐食を防止するための措置)

第二十二條 規則第二十八條の九第一項の規定により、配管等には、次に掲げるところにより外面腐食を防止するための措置を講じなければならない。

- 一 塗覆装材は、次に掲げるもの又はこれと同等以上の防食効果を有するものを用いること。
「イ 略」
ロ 覆装材にあつては、日本産業規格L三四〇五「ヘッシャンクロス」に適合するもの又は耐熱用ビニロシクロス、ガラスクロス若しくはガラスマットであつて、イの塗装材による塗装を保護又は補強するための十分な強度を有するもの
- 「二 略」

(ポンプの基準)

第五十八條 規則第二十八條の四十七第一号に規定するポンプの基準は、次のとおりとする。

- 一 日本産業規格B八三二二「両吸込渦巻ポンプ」に定めるもの又はこれと同等以上の機械的性質を有する渦巻ポンプ、歯車ポンプ若しくはねじポンプであつて危険物の移送の用に供するためのものであること。
- 「二 略」
- 「三 略」
- 「四 略」

- 五 日本産業規格B八三〇六「油用遠心ポンプ―油を用いる試験方法」又は日本産業規格B八三二二「歯車ポンプ及びねじポンプ―試験方法」に定める試験に合格するものであること。

(移送取扱所の基準の特例)

第六十八條 特定移送取扱所以外の移送取扱所に係る配管の材料の規格は、第五條第一号に掲げるもののほか、日本産業規格G三四五二「配管用炭素鋼鋼管」(水圧試験を行った配管で、かつ、配管に係る最大常用圧力が一メガパスカル未満の圧力の配管に使用する場合に限る。)、及び日本産業規格G三四五七「配管用アーク溶接炭素鋼鋼管」(配管に係る最大常用圧力が一メガパスカル未満の圧力の配管に使用する場合に限る。とする。)

2 特定移送取扱所以外の移送取扱所に係る配管でその材料が日本産業規格G三四五二「配管用炭素鋼鋼管」であるものの最小厚さの基準は、第六條の規定にかかわらず、第七條に定める方

(溶接機器及び溶接材料の規格)

第二十條 「同上」

- 一 溶接機器にあつては、日本工業規格C九三〇〇―「アーク溶接装置―第一部…アーク溶接電源」(交流アーク溶接機及び垂下特性整流器式直流アーク溶接機に係る規格に限る。)、日本工業規格C九三〇〇―十一「アーク溶接装置―第一部…溶接棒ホルダ」又は日本工業規格C三四〇四「溶接用ケーブル」
- 二 溶接材料にあつては、日本工業規格Z三二二―軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒、日本工業規格Z三二二―ステンレス鋼被覆アーク溶接棒、日本工業規格K一〇五「アルゴン」又は日本工業規格K一〇六「液化二酸化炭素(液化炭酸ガス)」

(外面腐食を防止するための措置)

第二十二條 「同上」

- 一 「同上」
「イ 略」
ロ 覆装材にあつては、日本工業規格L三四〇五「ヘッシャンクロス」に適合するもの又は耐熱用ビニロシクロス、ガラスクロス若しくはガラスマットであつて、イの塗装材による塗装を保護又は補強するための十分な強度を有するもの
- 「二 同上」

(ポンプの基準)

第五十八條 「同上」

- 一 日本工業規格B八三二二「両吸込渦巻ポンプ」に定めるもの又はこれと同等以上の機械的性質を有する渦巻ポンプ、歯車ポンプ若しくはねじポンプであつて危険物の移送の用に供するためのものであること。
- 「二 略」
- 「三 略」
- 「四 同上」

- 五 日本工業規格B八三〇六「油用遠心ポンプ―油を用いる試験方法」又は日本工業規格B八三二二「歯車ポンプ及びねじポンプ―試験方法」に定める試験に合格するものであること。

(移送取扱所の基準の特例)

第六十八條 特定移送取扱所以外の移送取扱所に係る配管の材料の規格は、第五條第一号に掲げるもののほか、日本工業規格G三四五二「配管用炭素鋼鋼管」(水圧試験を行った配管で、かつ、配管に係る最大常用圧力が一メガパスカル未満の圧力の配管に使用する場合に限る。)、及び日本工業規格G三四五七「配管用アーク溶接炭素鋼鋼管」(配管に係る最大常用圧力が一メガパスカル未満の圧力の配管に使用する場合に限る。とする。)

2 特定移送取扱所以外の移送取扱所に係る配管でその材料が日本工業規格G三四五二「配管用炭素鋼鋼管」であるものの最小厚さの基準は、第六條の規定にかかわらず、第七條に定める方

法による破損試験を行ったときにおいて破損しないものに足る値とする。
〔3〕9 略

〔機械により荷役する構造を有する運搬容器の構造〕
第六十八条の三の二 規則第四十三条第一項第二号へに規定する運搬容器の構造に關し必要な事項は、次に定めるとおりとする。

〔一〕三 略
四 プラスチック内容器付きの運搬容器の構造は、次に掲げるところによること。

〔イ 略〕

ロ ファイバ板製の外装（プラスチック内容器、附属設備等を囲む構造の剛性を持つ補強枠を構成する外部構造物をいう。第六十八条の六の二において同じ。）の外表面の耐水性にあつては、日本産業規格P八一四〇「紙及び板紙―吸湿度試験方法―コップ法」に規定するコップ法により水と三十分以上接触させた場合において質量の増加が一平方メートル当たり百五十五グラムを超えないものであること。

五 ファイバ板製の運搬容器の構造は、次に掲げるところによること。

〔イ 略〕

ロ 外表面の耐久性にあつては、日本産業規格P八一四〇「紙及び板紙―吸湿度試験方法―コップ法」に規定するコップ法により水と三十分以上接触させた場合において質量の増加が一平方メートル当たり百五十五グラムを超えないものであること。

ハ 外表面の衝撃あな開け強さにあつては、日本産業規格P八一三四「板紙―衝撃あな開け強さ試験方法」に規定する衝撃あな開け強さ試験において、最小衝撃あな開け強さが十五ジュール以上であること。

〔六 略〕

（専ら乗用の用に供する車両による運搬の基準）

第六十八条の四 〔略〕

2 規則第四十三条第二項に規定する運搬容器の構造及び最大容積の基準は、次の表のとおりとする。

〔表 略〕

備考 「鋼製ドラム」の構造は、日本産業規格Z一六〇一「鋼製ドラム（液体用）」の四種H級に適合するものであつて、かつ、口金が日本産業規格Z一六〇四「鋼製ドラム用口金」又は日本産業規格Z一六〇七「金属板製口金（缶用）」のA型に適合するものであること。

法による破損試験を行ったときにおいて破損しないものに足る値とする。
〔3〕9 同上

〔機械により荷役する構造を有する運搬容器の構造〕
第六十八条の三の二 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 〔同上〕

〔イ 略〕

ロ ファイバ板製の外装（プラスチック内容器、附属設備等を囲む構造の剛性を持つ補強枠を構成する外部構造物をいう。第六十八条の六の二において同じ。）の外表面の耐水性にあつては、日本工業規格P八一四〇「紙及び板紙―吸湿度試験方法―コップ法」に規定するコップ法により水と三十分以上接触させた場合において質量の増加が一平方メートル当たり百五十五グラムを超えないものであること。

五 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 外表面の耐久性にあつては、日本工業規格P八一四〇「紙及び板紙―吸湿度試験方法―コップ法」に規定するコップ法により水と三十分以上接触させた場合において質量の増加が一平方メートル当たり百五十五グラムを超えないものであること。

ハ 外表面の衝撃あな開け強さにあつては、日本工業規格P八一三四「板紙―衝撃あな開け強さ試験方法」に規定する衝撃あな開け強さ試験において、最小衝撃あな開け強さが十五ジュール以上であること。

〔六 同上〕

（専ら乗用の用に供する車両による運搬の基準）

第六十八条の四 〔同上〕

2 〔同上〕

〔表 同上〕

備考 「鋼製ドラム」の構造は、日本工業規格Z一六〇一「鋼製ドラム（液体用）」の四種H級に適合するものであつて、かつ、口金が日本工業規格Z一六〇四「鋼製ドラム用口金」又は日本工業規格Z一六〇七「金属板製口金（缶用）」のA型に適合するものであること。

改正案	現行
<p>(パッケージ型固定泡消火設備の基準) 第十八条 「略」 〔2〕4 略〕 5 パッケージ型固定泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕 三 放出弁は、次に定めるところによること。 〔イ 略〕 ロ 弁箱は、<u>日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十條第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）</u> H三二五〇、H五一二〇、H五一二一若しくはG三二〇一に適合するもの又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有する材質を用いたものであること。 〔ハ〕ホ 略〕 〔四〕八 略〕</p> <p>別表第七（第十八条第四項第一号関係） パッケージ型固定泡消火設備に用いる泡消火薬剤の消火性能は、一に規定する装置及び二に規定する試験物品を用い、三に規定する試験の実施手順により確認するものとする。 〔一 略〕 二 試験物品 試験物品は、自動車ガソリン（<u>日本産業規格</u>K二二〇二に適合するものをいう。以下同じ。）とする。 〔三 略〕</p>	<p>(パッケージ型固定泡消火設備の基準) 第十八条 「同上」 〔2〕4 同上〕 5 「同上」 〔一・二 同上〕 三 「同上」 〔イ 同上〕 ロ 弁箱は、<u>日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七條第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）</u> H三二五〇、H五一二〇、H五一二一若しくはG三二〇一に適合するもの又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有する材質を用いたものであること。 〔ハ〕ホ 同上〕 〔四〕八 同上〕</p> <p>別表第七（第十八条第四項第一号関係） 〔同上〕 〔一 同上〕 二 「同上」 試験物品は、自動車ガソリン（<u>日本工業規格</u>K二二〇二に適合するものをいう。以下同じ。）とする。 〔三 同上〕</p>

○総務省
経済産業省令第一号
国土交通省

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）の規定を実施するため、石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令及び石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

総務大臣 石田 真敏

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令及び石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令の一部を改正する省令

（石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令の一部改正）

第一条 石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令（昭和四十七年建設省、運輸省、産業省、自治省、令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第八までの規定中「ロキハニシテ」を「ロキニシテ」に改める。

(石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令の一部改正)

第二条 石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令(昭和四十七年通商産業省自治輸省令第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三までの規定中「ロキハ」を「ロキ」に改める。

様式第四中「ロキハ」を「ロキ」に、「ロキハ」を「ロキ」に改める。

様式第五及び様式第六中「ロキハ」を「ロキ」に改める。

附 則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令及び石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令の一部を改正する省令
新旧対照条文 目次

- 石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第一号）（抄）・・・p1
- 石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、自治省令第一号）（抄）・・・p3

改正案	現行
<p>様式第1 〔様式 略〕</p> <p>備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 〔2 略〕</p> <p>様式第2 〔様式 略〕</p> <p>備考 〔1 略〕</p> <p>2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 〔3 略〕</p> <p>様式第3 〔様式 略〕</p> <p>備考 〔1 略〕</p> <p>2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 〔3 略〕</p> <p>様式第4 〔様式 略〕</p> <p>備考 〔1 略〕</p> <p>2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 〔3 略〕</p> <p>様式第5 〔様式 略〕</p> <p>備考 〔1・2 略〕</p> <p>3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 〔4 略〕</p> <p>様式第6 〔様式 略〕</p> <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p>	<p>様式第1 〔様式 同上〕</p> <p>備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 〔2 同上〕</p> <p>様式第2 〔様式 同上〕</p> <p>備考 〔1 同上〕</p> <p>2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 〔3 同上〕</p> <p>様式第3 〔様式 同上〕</p> <p>備考 〔1 同上〕</p> <p>2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 〔3 同上〕</p> <p>様式第4 〔様式 同上〕</p> <p>備考 〔1 同上〕</p> <p>2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 〔3 同上〕</p> <p>様式第5 〔様式 同上〕</p> <p>備考 〔1・2 同上〕</p> <p>3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 〔4 同上〕</p> <p>様式第6 〔様式 同上〕</p> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p>

<p>様式第7 「様式 略」 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p>	<p>様式第8 「様式 略」 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。</p>
<p>様式第7 「様式 同上」 備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p>	<p>様式第8 「様式 同上」 備考 この用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。</p>

改正案	現行
<p>様式第1 「様式 略」</p> <p>備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。 [2] 略</p> <p>様式第2 「様式 略」</p> <p>備考 [1] 略</p> <p>2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。 [3] 略</p> <p>様式第3 「様式 略」</p> <p>備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。 [2] 略</p>	<p>様式第1 「様式 同上」</p> <p>備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。 [2] 同上</p> <p>様式第2 「様式 同上」</p> <p>備考 [1] 同上</p> <p>2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。 [3] 同上</p> <p>様式第3 「様式 同上」</p> <p>備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。 [2] 同上</p>

保安技術者選任 (解任) 届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名) ⑤

石油パイプライン事業法第28条第2項の規定により次のとおり保安技術者の選任 (解任) をしたので届け出ます。

保安技術者を選任 (解任) した (都道府県都市区 住 事業場の名称及び町村字番地を記 び所在地		
氏名及び生年月日		
住 所		
選任 (解任) した保安技術者	保安技術者の選任に 係る要件を証明 していること	
	保安技術者を選任し た保安技術者以外の 保安技術者の職務は、 その職務の内容に 関係する監督に必要 な保安技術者の選任に 係る監督の施設を 備えていること	
選 任 (解 任) 年 月 日		
選任 (解任) した保安技術者が他の 事業場の保安技術者である 場合は、その兼ねている 名称及び所在地		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

[2 略]

保安技術者選任 (解任) 届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名) ⑤

石油パイプライン事業法第28条第2項の規定により次のとおり保安技術者の選任 (解任) をしたので届け出ます。

保安技術者を選任 (解任) した (都道府県都市区 住 事業場の名称及び町村字番地を記 び所在地		
氏名及び生年月日		
住 所		
選任 (解任) した保安技術者	保安技術者の選任に 係る要件を証明 していること	
	保安技術者を選任し た保安技術者以外の 保安技術者の職務は、 その職務の内容に 関係する監督に必要 な保安技術者の選任に 係る監督の施設を 備えていること	
選 任 (解 任) 年 月 日		
選任 (解任) した保安技術者が他の 事業場の保安技術者である 場合は、その兼ねている 名称及び所在地		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

[2 同左]

<p>様式第5</p> <p>「様式 略」</p> <p>備考 「1・2 略」</p> <p>3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。</p> <p>「4 略」</p> <p>様式第6</p> <p>「様式 略」</p> <p>備考 「1 略」</p> <p>2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。</p> <p>「3 略」</p>	<p>様式第5</p> <p>「様式 同上」</p> <p>備考 「1・2 同上」</p> <p>3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。</p> <p>「4 同上」</p> <p>様式第6</p> <p>「様式 同上」</p> <p>備考 「1 同上」</p> <p>2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。</p> <p>「3 同上」</p>
---	---

○総務省 経済産業省 令第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項及び第十四条第三項の規定を実施するため、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

総務大臣 石田 真敏
経済産業大臣 世耕 弘成

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和五十一年 通商産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。
自治省

様式第一中「あつては」を「あつては」「あつては」「あつては」「あつては」「あつては」「あつては」「あつては」を「あつては」「あつては」「あつては」「あつては」「あつては」「あつては」「あつては」に改める。

様式第二中「あつては」を「あつては」に、 「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
様式第三中「あつては」を「あつては」に、 「あつた」を「あつた」に、 「日本工業規格」を「日
本産業規格」に改める。

様式第四中「あつては」を「あつては」に、 「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文 目次

○ 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和五十一年通商産業省、自治省令第一号）（抄） ・ ・ p1

改正案

現行

様式第1

第一種事業所新設等届出書

年 月 日

総務大臣
経済産業大臣 殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

⑩

（担当者氏名 所属 電話 ）

石油コンビナート等災害防止法（第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1	事業所の設置の場所及び名称						
2	事業所の概要						
3	石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量	石油	kL	高圧ガス		m ³	
4	事業所の敷地面積						m ²
5	各施設地区の面積	製造施設	貯蔵施設	入出荷用受施設	事務管理施設	その他施設	
6	各施設地区の配置 （配置図）	地区	地区	地区	地区	地区	
7	連絡導管及び連絡道路の配置 （配置図）						

様式第1

第一種事業所新設等届出書

年 月 日

総務大臣
経済産業大臣 殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

⑩

（担当者氏名 所属 電話 ）

石油コンビナート等災害防止法（第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1	事業所の設置の場所及び名称						
2	事業所の概要						
3	石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量	石油	kL	高圧ガス		m ³	
4	事業所の敷地面積						m ²
5	各施設地区の面積	製造施設	貯蔵施設	入出荷用受施設	事務管理施設	その他施設	
6	各施設地区の配置 （配置図）	地区	地区	地区	地区	地区	
7	連絡導管及び連絡道路の配置 （配置図）						

8	新設又は変更に関する計画の概要		
9	新設又は変更のための工事の開始の予定日	年	月 日
※	整理番号	※	
※	受理年月日	備	
※	特別防災区域名		
※審査結果		考	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。ただし、第6欄及び第7欄については、それぞれ日本産業規格A4の大きさの用紙各一枚に記載すること。

[2～6 略]

7 法第7条第1項の規定による届出の場合には、事業所の敷地面積又は各施設地区の面積の変更に係るものにあつては、第4欄又は第5欄に変更前の面積及び変更後の面積（変更後の面積はかつこ書とすること。）を記載し、各施設地区の配置又は連絡導管若しくは連絡道路の配置の変更に係るものにあつては、変更前の配置及び変更後の配置をそれぞれ第6欄又は第7欄の図中に記載すること。

8	新設又は変更に関する計画の概要		
9	新設又は変更のための工事の開始の予定日	年	月 日
※	整理番号	※	
※	受理年月日	備	
※	特別防災区域名		
※審査結果		考	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。ただし、第6欄及び第7欄については、それぞれ日本工業規格A4の大きさの用紙各一枚に記載すること。

[2～6 同左]

7 法第7条第1項の規定による届出の場合には、事業所の敷地面積又は各施設地区の面積の変更に係るものにあつては、第4欄又は第5欄に変更前の面積及び変更後の面積（変更後の面積はかつこ書とすること。）を記載し、各施設地区の配置又は連絡導管若しくは連絡道路の配置の変更に係るものにあつては、変更前の配置及び変更後の配置をそれぞれ第6欄又は第7欄の図中に記載すること。

収入印紙
(消印した)
(いこと。)

第一種事業所新設等完了届出書

年 月 日

総務大臣 殿
経済産業大臣

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

⑩

(担当者氏名 所属 電話)

第一種事業所の【新設】が完了したので石油コンビナート等災害防止法第11条

第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

新設又は変更に係る事業所の設置の場所及び名称	
完了年月日	年 月 日
石油コンビナート等災害防止法第5条第1項、又は第7条第1項の届出をした年月日	年 月 日
※受 付 欄	※手数 数 料 欄
	※備考

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
[2・3 略]

収入印紙
(消印した)
(いこと。)

第一種事業所新設等完了届出書

年 月 日

総務大臣 殿
経済産業大臣

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

⑩

(担当者氏名 所属 電話)

第一種事業所の【新設】が完了したので石油コンビナート等災害防止法第11条

第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

新設又は変更に係る事業所の設置の場所及び名称	
完了年月日	年 月 日
石油コンビナート等災害防止法第5条第1項、又は第7条第1項の届出をした年月日	年 月 日
※受 付 欄	※手数 数 料 欄
	※備考

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
[2・3 同左]

氏名等変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿
経済産業大臣

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

④

(担当者氏名 所属 電話)

氏名等に変更があつたので石油コンビナート等災害防止法第13条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前の氏名及び住所	
	変更後の氏名及び住所	
変更年月日	年 月 日	
変更理由		
※ 受 付 欄	※ 備 考	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
[2・3 略]

氏名等変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿
経済産業大臣

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

④

(担当者氏名 所属 電話)

氏名等に変更があつたので石油コンビナート等災害防止法第13条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前の氏名及び住所	
	変更後の氏名及び住所	
変更年月日	年 月 日	
変更理由		
※ 受 付 欄	※ 備 考	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
[2・3 同左]

地位承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿
経済産業大臣 殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

⑩

(担当者氏名 所属 電話)

第一種事業者の地位を承継したので石油コンビナート等災害防止法第14条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

被承継者	住所	
	氏名	
第一種事業者の設置の場所及び名称		
承継年月日	年 月 日	承継原因
※ 受 付	欄	※ 備 考

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
[2・3 略]

地位承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿
経済産業大臣 殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

⑩

(担当者氏名 所属 電話)

第一種事業者の地位を承継したので石油コンビナート等災害防止法第14条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

被承継者	住所	
	氏名	
第一種事業者の設置の場所及び名称		
承継年月日	年 月 日	承継原因
※ 受 付	欄	※ 備 考

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
[2・3 同左]

○総務省経済産業省告示第一号
国土交通省

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第 二号）の規定に基づき、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十八年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

総務大臣 石田 真敏
経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一

本則（第三条第一号並びに第六十八条の二第一号及び第三号を除く。）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三条第一号中「あつては」を「あつては」に、「日本工業規格G三四五四」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）G三四五四」に、「日本工業規格G三四五五」を「日本産業規格G三四五五」に、「日本工業規格G三四五六」を「日本産業規格G三四五六」に、「日本工業規格G三四五九」を「日本産業規格

に、「日本工業規格 G 三四五七」を「日本産業規格 G 三四五七」に、「日本工業規格 G 三四六〇」を「日本産業規格 G 三四六〇」に改め、同条第四号中「あつては」を「あつては」に改める。

第六十八条の十五第一項中「であつて」を「であつて」に改め、同項第一号中「まき出し」を「巻出し」に改め、同項第二号及び第六号並びに同条第三項第二号及び第六号中「あつては」を「あつては」に改める。

附 則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件 新旧対照条文 目次

○ 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十八年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第一号）（抄）

改正案

現行

（導管等の材料の規格）

第三条 省令第四条に規定する導管等の材料の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 導管にあつては、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）G三四五四「圧力配管用炭素鋼管」、日本産業規格G三四五五「高圧配管用炭素鋼管」、日本産業規格G三四五六「高温配管用炭素鋼管」又は日本産業規格G三四五九「配管用ステンレス鋼管」
- 二 溶接式管継手にあつては、日本産業規格B二三二二「配管用鋼製突合せ溶接式管継手」
- 三 フランジ式管継手にあつては、日本産業規格B二二二〇「鋼製管フランジ」（遊合形フランジ及びねじ込み式フランジに係る規格を除く。）
- 四 弁にあつては、日本産業規格B二〇七一「鋼製弁」（鋳鋼フランジ形弁に係る規格に限る。）

（溶接機器及び溶接材料の規格）

第十八条 省令第八条第二項に規定する溶接機器及び溶接材料の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 溶接機器にあつては、日本産業規格C九三〇〇―「アーク溶接装置―第一部…アーク溶接電源」（交流アーク溶接機及び垂下特性整流器式直流アーク溶接機に係る規格に限る。）、「日本産業規格C九三〇〇―十一」アーク溶接装置―第一部…溶接棒ホルダ」又は日本産業規格C三四〇四「溶接用ケーブル」
- 二 溶接材料にあつては、日本産業規格Z三三二二「軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒」、日本産業規格Z三三二二「ステンレス鋼被覆アーク溶接棒」、日本産業規格K一〇五「アルゴン」又は日本産業規格K一〇六「液化二酸化炭素（液化炭酸ガス）」

（外面腐食を防止するための措置）

第二十条 省令第九条第一項の規定により、導管等には、次の各号に掲げるところにより外面腐食を防止するための措置を講じなければならない。

- 一 塗覆装材は、次に掲げるもの又はこれと同等以上の防食効果を有するものを用いること。
- イ 塗装材にあつては、アスファルトエナメル又はブローンアスファルトであつて、配管に塗装した場合において、十分な強度を有し、かつ、配管と塗覆装との間に間けきが生じないための配管との附着性能を有するもの
- ロ 覆装材にあつては、日本産業規格L三四〇五「ヘッシャンクロス」に適合するもの又は

（導管等の材料の規格）

第三条 「同上」

- 一 導管にあつては、日本工業規格G三四五四「圧力配管用炭素鋼管」、日本工業規格G三四五五「高圧配管用炭素鋼管」、日本工業規格G三四五六「高温配管用炭素鋼管」又は日本工業規格G三四五九「配管用ステンレス鋼管」
- 二 溶接式管継手にあつては、日本工業規格B二三二二「配管用鋼製突合せ溶接式管継手」
- 三 フランジ式管継手にあつては、日本工業規格B二二二〇「鋼製管フランジ」（遊合形フランジ及びねじ込み式フランジに係る規格を除く。）
- 四 弁にあつては、日本工業規格B二〇七一「鋼製弁」（鋳鋼フランジ形弁に係る規格に限る。）

（溶接機器及び溶接材料の規格）

第十八条 「同上」

- 一 溶接機器にあつては、日本工業規格C九三〇〇―「アーク溶接装置―第一部…アーク溶接電源」（交流アーク溶接機及び垂下特性整流器式直流アーク溶接機に係る規格に限る。）、「日本工業規格C九三〇〇―十一」アーク溶接装置―第一部…溶接棒ホルダ」又は日本工業規格C三四〇四「溶接用ケーブル」
- 二 溶接材料にあつては、日本工業規格Z三三二二「軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒」、日本工業規格Z三三二二「ステンレス鋼被覆アーク溶接棒」、日本工業規格K一〇五「アルゴン」又は日本工業規格K一〇六「液化二酸化炭素（液化炭酸ガス）」

（外面腐食を防止するための措置）

第二十条 「同上」

- 一 「同上」
- イ 塗装材にあつては、アスファルトエナメル又はブローンアスファルトであつて、配管に塗装した場合において、十分な強度を有し、かつ、配管と塗覆装との間に間けきが生じないための配管との附着性能を有するもの
- ロ 覆装材にあつては、日本工業規格L三四〇五「ヘッシャンクロス」に適合するもの又は

は耐熱用ビニロンクロス、ガラスクロス若しくはガラスマットであつて、イの塗装材による塗装を保護又は補強するための十分な強度を有するもの。

〔二 略〕

(事業用施設の避雷設備)

第五十二条の二 省令第四十二条の規定により、事業用施設のうち、地上に設置される部分には、日本産業規格A四二〇一「建築物等の雷保護」に適合する避雷設備を設けなければならない。

(送油用圧送機の基準)

第五十五条 省令第五十三条第一項第一号に規定する送油用圧送機の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 日本産業規格B八三二二「両吸込渦巻ポンプ」に定めるもの又はこれと同等以上の機械的性質を有する渦巻ポンプ、歯車ポンプ若しくはねじポンプであつて石油の輸送の用に供するためのものであること。

〔二・三 略〕

四 送油用圧送機の軸封部の石油の漏えい、軸受の温度過昇、ケーシングの温度過昇、過大な振動等の異常な状態を検知し、かつ、速やかに必要な措置を講じることができる安全装置を有すること。

五 日本産業規格B八三〇六「油用遠心ポンプ—油を用いる試験方法」又は日本産業規格B八三二二「歯車ポンプ及びねじポンプ—試験方法」に定める試験に合格するものであること。

(屋外タンクの標識及び揭示板)

第六十八条 省令第五十五条第一項第十三号の規定により、屋外タンクには、次の各号に掲げるところにより標識及び揭示板を設けなければならない。

〔一 略〕

二 揭示板は、日本産業規格Z九一〇四「安全標識—一般的事項」に定める防火標識の配色・基本形に適合するものに「火気厳禁」と表示したものとし、かつ、一辺の長さは〇・四メートル以上とすること。

(タンク材料の規格)

第六十八条の二 省令第五十五条第二項第一号に規定する材料の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、アニユラ板の材料は、日本産業規格G三二〇六「溶接構造用圧延鋼材」のうちSM400C又はSM490Cとする。

一 鋼板にあつては、日本産業規格G三二〇一「一般構造用圧延鋼材」(SS400に係る規格に限る。)、日本産業規格G三二〇六「溶接構造用圧延鋼材」、日本産業規格G三二一四「溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材」又は日本産業規格G三二一五「圧力容器用鋼板」

は耐熱用ビニロンクロス、ガラスクロス若しくはガラスマットであつて、イの塗装材による塗装を保護又は補強するための十分な強度を有するもの。

〔二 同上〕

(事業用施設の避雷設備)

第五十二条の二 省令第四十二条の規定により、事業用施設のうち、地上に設置される部分には、日本工業規格A四二〇一「建築物等の雷保護」に適合する避雷設備を設けなければならない。

(送油用圧送機の基準)

第五十五条 「同上」

一 日本工業規格B八三二二「両吸込渦巻ポンプ」に定めるもの又はこれと同等以上の機械的性質を有する渦巻ポンプ、歯車ポンプ若しくはねじポンプであつて石油の輸送の用に供するためのものであること。

〔二・三 同上〕

四 送油用圧送機の軸封部の石油の漏えい、軸受の温度過昇、ケーシングの温度過昇、過大な振動等の異常な状態を検知し、かつ、すみやかに必要な措置を講じることができる安全装置を有すること。

五 日本工業規格B八三〇六「油用遠心ポンプ—油を用いる試験方法」又は日本工業規格B八三二二「歯車ポンプ及びねじポンプ—試験方法」に定める試験に合格するものであること。

(屋外タンクの標識及び揭示板)

第六十八条 「同上」

〔一 同上〕

二 揭示板は、日本工業規格Z九一〇四「安全標識—一般的事項」に定める防火標識の配色・基本形に適合するものに「火気厳禁」と表示したものとし、かつ、一辺の長さは〇・四メートル以上とすること。

(タンク材料の規格)

第六十八条の二 省令第五十五条第二項第一号に規定する材料の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、アニユラ板の材料は、日本工業規格G三二〇六「溶接構造用圧延鋼材」のうちSM400C又はSM490Cとする。

一 鋼板にあつては、日本工業規格G三二〇一「一般構造用圧延鋼材」(SS400に係る規格に限る。)、日本工業規格G三二〇六「溶接構造用圧延鋼材」、日本工業規格G三二一四「溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材」又は日本工業規格G三二一五「圧力容器用鋼板」

二 構造用形鋼にあつては、日本産業規格G三二〇一「一般構造用圧延鋼材」(SS400に係る規格に限る。)又は日本産業規格G三三〇六「溶接構造用圧延鋼材」

三 鋼管にあつては、日本産業規格G三四四四「一般構造用炭素鋼鋼管」、日本産業規格G三四五四「圧力配管用炭素鋼鋼管」(STPG370に係る規格に限る。)、日本産業規格G三四五七「配管用アーケ溶接炭素鋼鋼管」又は日本産業規格G三四六〇「低温配管用鋼管」(STPL380に係る規格に限る。)

四 フランジにあつては、日本産業規格G三二〇一「一般構造用圧延鋼材」(SS400に係る規格に限る。)、日本産業規格G三二〇一「炭素鋼鍛鋼品」(SF390A又はSF40Aに係る規格に限る。)又は日本産業規格G四〇五一「機械構造用炭素鋼鋼材」(S20C又はS25Cに係る規格に限る。)

(基礎)

第六十八条の十五 基礎は、砂質土若しくはこれと同等以上の締固め性を有するものを用いて次の各号に定めるところにより造るものであつて、かつ、平板載荷試験において平板載荷試験値が百メガニュートン毎立方メートル以上の値を有するもの(以下この条において「盛土」という。)又はこれと同等以上の堅固さを有するものでなければならぬ。

一 締固めの巻出し厚さは、〇・三メートル以下とし、均一に締め固めること。

二 犬走りの最小幅は、特定屋外タンクの直径が二十メートル未満のものにあつては一メートル、二十メートル以上のものにあつては一・五メートルとすること。

〔三〕五 略]

六 盛土の表面の仕上げは、次によること。

〔イ 略]

ロ 盛土の表面は、特定屋外タンクの設置位置の中心として半径十メートルを増すこととの同心円(特定屋外タンクの直径が四十メートル以下のものにあつては当該特定屋外タンクの半径の二分の一を半径とする円とし、直径が四十メートルを超えるものにあつてはイによる円との間隔が十メートル未満となる円は除くものとする。)を描き、それぞれの円周上の十メートル以下の等間隔の点相互における高低差の最高値が二十五ミリメートル以下で、かつ、隣接する当該各点における高低差が十ミリメートル以下であること。

〔2 略]

3 基礎又は基礎の周囲には、当該基礎を補強するため特定屋外タンクの側板の直下又は側板の外傍に鉄筋コンクリートリングを設けること。ただし、側板の直下については、砕石リングによることができる。この場合において、鉄筋コンクリートリングにより補強を行うときは次の第一号から第七号まで、砕石リングにより補強を行うときは次の第八号から第十号までに掲げるところによらなければならない。

〔一 略]

二 鉄筋コンクリートリングの天端の幅は、一メートル(側板の外傍に設けるものにあつては、〇・三メートル)以上とすること。

二 構造用形鋼にあつては、日本工業規格G三二〇一「一般構造用圧延鋼材」(SS400に係る規格に限る。)又は日本工業規格G三三〇六「溶接構造用圧延鋼材」

三 鋼管にあつては、日本工業規格G三四五二「配管用炭素鋼鋼管」、日本工業規格G三四五四「圧力配管用炭素鋼鋼管」(STPG370に係る規格に限る。)、日本工業規格G三四五七「配管用アーケ溶接炭素鋼鋼管」又は日本工業規格G三四六〇「低温配管用鋼管」(STPL380に係る規格に限る。)

四 フランジにあつては、日本工業規格G三二〇一「一般構造用圧延鋼材」(SS400に係る規格に限る。)、日本工業規格G三二〇一「炭素鋼鍛鋼品」(SF390A又はSF40Aに係る規格に限る。)又は日本工業規格G四〇五一「機械構造用炭素鋼鋼材」(S20C又はS25Cに係る規格に限る。)

(基礎)

第六十八条の十五 基礎は、砂質土若しくはこれと同等以上の締固め性を有するものを用いて次の各号に定めるところにより造るものであつて、かつ、平板載荷試験において平板載荷試験値が百メガニュートン毎立方メートル以上の値を有するもの(以下この条において「盛土」という。)又はこれと同等以上の堅固さを有するものでなければならぬ。

一 締固めのまき出し厚さは、〇・三メートル以下とし、均一に締め固めること。

二 犬走りの最小幅は、特定屋外タンクの直径が二十メートル未満のものにあつては一メートル、二十メートル以上のものにあつては一・五メートルとすること。

〔三〕五 同上]

六 同上]

〔イ 同上]

ロ 盛土の表面は、特定屋外タンクの設置位置の中心として半径十メートルを増すこととの同心円(特定屋外タンクの直径が四十メートル以下のものにあつては当該特定屋外タンクの半径の二分の一を半径とする円とし、直径が四十メートルを超えるものにあつてはイによる円との間隔が十メートル未満となる円は除くものとする。)を描き、それぞれの円周上の十メートル以下の等間隔の点相互における高低差の最高値が二十五ミリメートル以下で、かつ、隣接する当該各点における高低差が十ミリメートル以下であること。

〔2 同上]

〔3 同上]

〔一 同上]

二 鉄筋コンクリートリングの天端の幅は、一メートル(側板の外傍に設けるものにあつては、〇・三メートル)以上とすること。

〔三〇五 略〕
六 鉄筋の許容応力度は、日本産業規格G三二二二「鉄筋コンクリート用棒鋼」(SR235・SD295A又はSD295Bに係る規格に限る。)のうちSR235を用いる場合にあつては百四十二ニュートン毎平方ミリメートル、SD295A又はSD295Bを用いる場合にあつては百八十二ニュートン毎平方ミリメートルとする。こと。
〔七〇十 略〕

〔三〇五 同上〕
六 鉄筋の許容応力度は、日本工業規格G三二二二「鉄筋コンクリート用棒鋼」(SR235・SD295A又はSD295Bに係る規格に限る。)のうちSR235を用いる場合にあつては百四十二ニュートン毎平方ミリメートル、SD295A又はSD295Bを用いる場合にあつては百八十二ニュートン毎平方ミリメートルとする。こと。
〔七〇十 同上〕